

伊勢市公報

第490号
令和8年4月6日
月曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市行政手続条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市立幼稚園条例等の一部を改正する条例	22
○ 伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例	28
○ 伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	32
○ 伊勢市乳児等通園支援事業の実施に関する条例	35
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	39
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	51
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	59
○ 伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	61
○ 伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例	63
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	65
○ 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	68
○ 伊勢市職員等の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	70
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	77
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	91
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	97
規 則	
○ いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	99
○ 伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則の一部を改正する規則	101
○ 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	103
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	105
○ いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則	110
○ 伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	112
○ 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則	115
○ 伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	117
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	120
○ 伊勢市新商品開発等支援事業審査委員会規則	122
○ 伊勢市地域経済循環創造事業審査委員会規則	124
○ 伊勢市農業次世代人材投資事業評価会規則を廃止する規則	126
○ 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	128

○ 伊勢市職員の第二種初任給調整手当に関する規則	130
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則	137
○ 伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	150
○ 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	152
○ 伊勢市歴史博物館条例の施行期日を定める規則	170
○ 名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則の一部を改正する等の規則	172
○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	174
○ 伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則	179
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	188
○ 伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則	196
○ 賓日館条例施行規則	198
○ 伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則	210
○ 伊勢市乳児等通園支援事業の実施に関する条例施行規則	213
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	218
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	220
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則	223
○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則	225
○ 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則を廃止する規則	227
訓令	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	229
消防本部訓令	
○ 伊勢市消防職員貸与品に関する規程	232
○ 伊勢市火災予防査察規程の一部を改正する訓令	237
議会訓令	
○ 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令	247
○ 伊勢市議会事務局設置条例施行規程の一部を改正する訓令	249
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	251
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	253
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	265
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程	270
告示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	273
○ 指定納付受託者の指定について	274
○ 指定納付受託者の指定について	275
○ 指定納付受託者の指定について	276
○ 指定納付受託者の指定について	277

○ 指定納付受託者の指定について	278
○ 指定納付受託者の指定について	279
○ 指定納付受託者の指定について	280
○ 指定納付受託者の指定について	281
○ 指定納付受託者の指定について	282
○ 指定納付受託者の指定について	283
○ 指定納付受託者の指定について	284
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	285
○ 指定納付受託者の指定について	287
○ 指定納付受託者の指定について	289
○ 指定納付受託者の指定について	290
○ 指定納付受託者の指定について	291
○ 指定避難所の指定について	292
○ 臨時運行許可番号標の失効について	293
○ 地籍調査の実施について	294
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	295
○ 令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	316
○ 令和8年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	317
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	318
公 告	
○ 犬の抑留について	319
○ 伊勢市地域計画に係る案の縦覧について	320
○ 公示送達	322
○ 公示送達	324
○ 犬の抑留について	325
○ 伊勢市観光振興基本計画の策定について	326
○ 伊勢市地域計画の策定及び変更について	327
○ 伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について	328
○ 第3期伊勢市健康づくり指針～伊勢市健康増進計画～の策定について	329
教育委員会公告	
○ 伊勢市人権教育基本方針の改定について	330
公 表	
○ 令和7年度定期監査等結果の公表について	331
○ 令和7年度財政援助団体等監査結果の公表について	350

伊勢市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市行政手続条例の一部を改正する条例

伊勢市行政手続条例（平成17年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部名勝二見浦保存管理計画運営委員会の項中「名勝二見浦保存管理計画運営委員会」を「名勝二見浦保存活用計画運営委員会」に、「名勝二見浦の保存、管理及び活用」を「名勝二見浦保存活用計画」に改め、「(名勝二見浦保存活用計画策定委員会の所掌に属するものを除く。)」を削り、「7 人」を「10 人」に改め、同部名勝二見浦保存活用計画策定委員会の項、旧賓日館保存活用計画策定委員会の項及び伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会の項を削り、同部伊勢市創業・移転促進事業審査委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市新商品開発等支援事業審査委員会	中小製造業者等が行う新商品の開発等に係る補助金の交付対象者の選定についての審査又は調査審議に関すること。	6 人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、知識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認める者	2 年
伊勢市地域経済循環創	民間事業者が行う地域の資源を	6 人以上	(1) 学識経験を有する	2 年

造事業審査 委員会	活用した新たな 事業に係る補助 金の交付対象者 の選定について の審査又は調査 審議に関するこ と。		者 (2) 前号に 掲げる者の ほか、知識 経験を有す る者 (3) その他 市長が必要 と認める者	
--------------	--	--	--	--

別表第1 市長の部伊勢市農業次世代人材投資事業評価会の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員等、臨時委員等又は専門委員等である者の任期は、この条例による改正前の伊勢市附属機関条例別表第1又は第6条第3項若しくは第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第3号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第4条中「であって」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(第二種初任給調整手当)

- 第9条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条並びに第6条第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じその額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から職員の勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。
- 2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからツまでを削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「、第2項第2号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第35条中「及びこれ」を「、これ」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び第二種初任給調整手当の月額」を加える。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(第二種初任給調整手当)

第6条の2 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当について準用する。この場合において、同条第1項中「第6条第2項」とあるのは「伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）第4条第2項」と、「第5条並びに第6条第4項及び第5項」とあるのは「同条例第5条」と、「第11条の2」とあるのは「同条例第7条の規定によりその例によることとされる第11条の2」と読み替えるものとする。

第11条中「基本報酬」の次に「、第二種初任給調整手当に相当する報酬」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

(第二種初任給調整手当に相当する報酬)

第13条の2 基準月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じその額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日か

ら職員の勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この条において「特定額」という。）が給与条例第9条の2第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を第二種初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

- (1) 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額
- (2) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額
- (3) 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

第16条各号中「及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額」を「、これに対する地域手当に相当する報酬の額及び第二種初任給調整手当に相当する報酬の額」に改める。

第18条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

（伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項から第5項までの規定中「種類は」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職員特別勤務手当」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

（第二種初任給調整手当）

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第24条中「第4条から第6条まで」を「第4条、第5条、第6条」に改める。

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

（第二種初任給調整手当）

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額

について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

- 2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第26条中「第5条、第6条」を「第5条から第6条まで」に改める。

第27条中「第4条から第6条まで」を「第4条、第5条、第6条」に改める。

（伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第7条 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「第3条の規定による改正後の」を削る。

附則第13条中「第5条の規定による改正後の」を削る。

附則第14条中「第6条の規定による改正後の」を削る。

附則第14条の2中「伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第28号）第2条の規定による改正後の」を削る。

附則第15条第1項中「第8条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削り、同条第2項中「が新給与条例」を「が伊勢市職員給与条例」に、「新給与条例第2条」を「同条例第2条」に、「、新給与条例」を「、同条例」に改め、同条第4項中「新給与条例第2条」を「伊勢市職員給与条例第2条」に、「、新給与条例」を「、同条例」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「伊勢市職員給

与条例」に改め、同条第6項中「新給与条例」を「伊勢市職員給与条例第9条の2第1項及び」に改め、同条第7項及び第8項中「新給与条例」を「伊勢市職員給与条例」に改める。

附則第16条中「第9条の規定による改正後の」を削る。

附則第17条第1項中「第10条の規定による改正後の」及び「（以下「新退職手当条例」という。）」を削り、同条第2項中「新退職手当条例」を「伊勢市職員退職手当支給条例」に改める。

附則第18条第1項中「第11条の規定による改正後の」及び「（以下「新上下水道給与条例」という。）」を削り、同条第2項中「新上下水道給与条例第2条第1項に」を「伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に」に、「新上下水道給与条例第23条」を「同条例第23条」に、「新上下水道給与条例第2条第1項及び」を「同条例第2条第1項及び」に改める。

附則第19条第1項中「第12条の規定による改正後の」及び「（以下「新病院給与条例」という。）」を削り、同条第2項中「新病院給与条例第2条第1項に」を「伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に」に、「新病院給与条例第25条」を「同条例第25条」に、「新病院給与条例第2条第1項及び」を「同条例第2条第1項及び」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（第二種初任給調整手当に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例第9条の2第1項又は第3条の規定による改正後の伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例第6

条の2の規定の適用については、これらの規定中「第11条の2」とあるのは、「第11条の2又は伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第11号）附則第5条第1項」とする。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第4号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項各号列記以外の部分中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同号エ中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条」に、「又は三重県教育委員会の許可」を「の認可」に改め、「同法第1条に規定する」を削り、「の信託財産とするために支出したものを」「に係るもの」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和8年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託に係る部分に限る。）の規定は、令和8年4月1日以後に効力が生ずる同号に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ

関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

- 4 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第34条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

伊勢市立幼稚園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第5号

伊勢市立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(伊勢市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 伊勢市立幼稚園条例（平成17年伊勢市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長は、幼稚園」を「幼稚園」に改め、「平成24年法律第65号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「から保育料を徴収する」を「は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育 法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
- (2) 法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育 法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）

第3条第2項中「保育料」を「法第27条第5項及び第6項（これらの規定を法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合の前項の保育料のうち教育・保育給付認定保護者が負担すべき費用」に改める。

第4条中「前条に定める」を削り、「軽減する」を「減額する」に改める。

(伊勢市保育所保育料徴収条例の一部改正)

第2条 伊勢市保育所保育料徴収条例（平成27年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「保育料」という。)」を削る。

第3条の見出しを「(保育料等)」に改め、同条第1項中「市長は、保育所」を「保育所」に、「から保育料を徴収する」を「は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育 法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
- (2) 法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育 法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）

第3条第2項中「前項の保育料」を「法第27条第5項及び第6項（これらの規定を法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合の前項の保育料のうち教育・保育給付認定保護者等が負担すべき費用」に改め、同条第3項中「保育料」を「費用」に改め、同条第4項中「第1項及び前項の保育料」を「保育料（前項の費用を含む。次条及び第5条において同じ。）」に改める。

（伊勢市立認定こども園条例の一部改正）

第3条 伊勢市立認定こども園条例（平成22年伊勢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号を次のように改める。

- (1) 支援法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育 支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超え

るときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)

- (2) 支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育 支援法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)

第10条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 支援法第27条第5項及び第6項（これらの規定を支援法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合の前項の保育料のうち教育・保育給付認定保護者等が負担すべき費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 支援法第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子ども 伊勢市立幼稚園条例（平成17年伊勢市条例第180号）第3条第2項に定める額
- (2) 支援法第19条第2号及び第3号に該当する教育・保育給付認定子ども 伊勢市保育所保育料徴収条例（平成27年伊勢市条例第10号）第3条第2項に定める額

第11条中「前条の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第6号

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例

伊勢市立公民館条例（平成17年伊勢市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第2 伊勢市立新高公民館の項から伊勢市立上條公民館の項までを削る。

別表第3の1の表及び2の表中

伊勢市立御菌公民館
伊勢市立新高公民館
伊勢市立新開公民館
伊勢市立下長屋公民館
伊勢市立上條公民館

を

「伊勢市立御菌公民館」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表村松町民会館の項、有滝町民会館の項、小川町民会館の項、湯田公民館の項及び明野公民館の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第8号

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例

伊勢市離宮の湯条例（令和7年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表大人（12歳以上の者）の項中「470円」を「500円」に、「4,400円」を「4,700円」に改め、同表中人（6歳以上12歳未満の者）の項中「150円」を「200円」に、「1,400円」を「1,800円」に改め、同表小人（6歳未満の者）の項中「70円」を「100円」に、「650円」を「900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の伊勢市離宮の湯条例の規定により交付されている回数券（同条例附則第3項の規定により同条例の規定により交付された回数券とみなされるものを除く。）であって、券面に表示された額がこの条例による改正後の伊勢市離宮の湯条例の規定による入浴料の額に満たないものについては、この条例の施行の日以後当該入浴料の額と当該回数券に表示された額との差額を添えて引き続き使用することができる。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成26年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する
法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設
置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の
ための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定
する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止
し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護
するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事す
る者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳
幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項
に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなけれ
ばならない。

(伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第2条 伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例(令和7年伊勢市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

伊勢市乳児等通園支援事業の実施に関する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第10号

伊勢市乳児等通園支援事業の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定に基づき、市が行う乳児等通園支援事業（同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の定めるところによる。

(実施施設)

第3条 乳児等通園支援事業を行う施設は、次のとおりとする。

名称	位置
伊勢市立明倫保育所	伊勢市吹上2丁目11番42号
伊勢市立保育所きらら館	伊勢市常磐2丁目4番40号

(利用対象児童)

第4条 乳児等通園支援事業を利用できる児童は、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児であって、乳児等支援給付認定子どもとする。

(利用の申込み)

第5条 乳児等通園支援事業を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、規則で定めるところにより、市長に利用の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

(使用料)

第6条 乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用した乳児等支援給付認定保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 法第30条の20第1項の規定による特定乳児等通園支援を受けた場合
1時間につき、次のア及びイに掲げる額の合算額

ア 法第30条の20第3項に規定する1時間当たりの内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該1時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）

イ 伊勢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年伊勢市条例第53号）第12条第2項及び第3項に規定する費用として実費その他一切の事情を考慮して規則で定める額

- (2) 法第30条の21第1項の規定による特定乳児等通園支援を受けた場合
1時間につき、次のア及びイに掲げる額の合算額

ア 法第30条の21第2項に規定する1時間当たりの費用の額（その額が現に当該1時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）

イ 前号イに掲げる額

- 2 1月につき法第30条の20第3項の内閣府令で定める時間の範囲内の利用について、法第30条の20第5項及び第6項（これらの規定を法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合の前項の使用料のうち乳児等支援給付認定保護者が負担すべき費用の額は、1時間につき前項第1号イに掲げる額とする。

- 3 使用料の徴収方法は、規則で定める。

（使用料の減免）

第7条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第11号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第11条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第11条の2第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て

て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第18条中「66万円」を「67万円」に改める。

第18条の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第18条の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第18条の11第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第18条の15の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第18条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第22条及び第23条から第24条の2までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第24条の2に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により

交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第18条の17 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第18条の18 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第18条の19 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第18条の16第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する

額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第18条の16第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものと

する。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の20 第18条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第21条第1項中「若しくは第18条の3」を「、第18条の3若しくは第18条の17」に、「、第23条第1項」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第23条第1項」に、「同条第3項の」を「同条第3項又は第4項の」に改め、「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第23条第4項第1号(同条第6項)を「同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「第24条第1項各号(同条第3項又は第4項)を「第24条第1項各号(同条第3項から第5項まで)」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)」に、「の算定」を「若しくは第24条の2第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第18条の3の額若しくは第18条の12の額」を「、第18条の3、第18条の12若しくは第18条の17の額」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第23条第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第24条の2第1項に定める額」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」

に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2

以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を

加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第18条の19第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（同項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第22条の2中「及び前条第1項」を「、第18条の4、第18条の13及び第18条の18並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び第5項」に改める。

第23条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項後段中「において、第4項」を「において、第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「と、第5項」を「と、前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6

項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の19」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第18条の19第3項」と読み替えるものとする。

第23条に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、「第14条」とあるのは「第18条の19」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第18条の19第3項」と読み替えるものとする。

第24条第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「(第5項)」を「(第6項)」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に、「と、第6項」を「と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「と、第6項」を「と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第

4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第18条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第 2 項中「第14条」とあるのは「第18条の19」と読み替えるものとする。
第24条に次の 1 項を加える。

10 第 6 項及び第 7 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第18条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第22条第 1 項各号」とあるのは「第22条第 5 項各号」と、第 7 項中「第14条」とあるのは「第18条の19」と読み替えるものとする。

第24条の次に次の 1 条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の 3 月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第24条の 2 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の 3 月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の19の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第22条第 5 項、第23条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 8 項の規定により読み替えられた同条第 5 項又は前条第 5 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第10項の規定により

読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第18条の19第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第11条、第18条、第18条の16から第18条の20まで及び第21条から第24条の2までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第12号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は」を「給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下この項及び第13項から第16項までにおいて同じ。）又は」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 13 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から第16項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（附則第8項第2号イを除き、以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得

金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

- 14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（附則第8項第2号イを除き、以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1

項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

- 15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（附則第8項第2号イを除き、以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定

する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額

が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満

であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

- 18 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で前2項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下この項において「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下この項において同じ。)が当該みなし課税者に前2項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階よりも保険料の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

- 19 前項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申

請を要しない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第13号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第14号

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

伊勢市地区コミュニティセンター条例（平成17年伊勢市条例第116号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三津コミュニティセンターの項を削る。

別表第2の2の表中「三津コミュニティセンター、江コミュニティセンター」を「江コミュニティセンター」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 15 号

伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表（ア）の項中「特定用途に供する部分の床面積と非特定用途」を「特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途」に改め、同表（ウ）の項中「店舗及び事務所を除く。」を「店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分」に、「非特定用途」を「共同住宅及び非特定用途」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第16号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊勢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補

償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第17号

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 57万2,000円
- (2) 副議長 月額 51万3,000円
- (3) 議員 月額 45万4,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市職員等の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与及び旅費に
関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第18号

伊勢市職員等の旅費に関する条例及び市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員等の旅費に関する条例(平成17年伊勢市条例第45号)

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第13条関係)

区分	宿泊費基準額(1夜につき)
北海道	15,000円
青森県	12,000円
岩手県	10,000円
宮城県	12,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	9,000円
茨城県	11,000円
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	21,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円

石川県	10,000 円
福井県	10,000 円
山梨県	13,000 円
長野県	13,000 円
岐阜県	13,000 円
静岡県	12,000 円
愛知県	12,000 円
三重県	12,000 円
滋賀県	11,000 円
京都府	20,000 円
大阪府	16,000 円
兵庫県	17,000 円
奈良県	12,000 円
和歌山県	11,000 円
鳥取県	9,000 円
島根県	12,000 円
岡山県	14,000 円
広島県	14,000 円
山口県	9,000 円
徳島県	10,000 円
香川県	15,000 円
愛媛県	12,000 円
高知県	12,000 円
福岡県	17,000 円
佐賀県	11,000 円

長崎県	13,000 円
熊本県	14,000 円
大分県	11,000 円
宮崎県	11,000 円
鹿児島県	11,000 円
沖縄県	12,000 円

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表宿泊費の項を次のように改める。

宿泊費	区分	宿泊費基準額（1夜につき）
	北海道	20,000 円
	青森県	16,000 円
	岩手県	13,000 円
	宮城県	16,000 円
	秋田県	14,000 円
	山形県	13,000 円
	福島県	12,000 円
	茨城県	14,000 円
	栃木県	14,000 円
	群馬県	16,000 円
	埼玉県	21,000 円
	千葉県	22,000 円
	東京都	27,000 円
	神奈川県	21,000 円

新潟県	21,000 円
富山県	14,000 円
石川県	13,000 円
福井県	13,000 円
山梨県	17,000 円
長野県	17,000 円
岐阜県	17,000 円
静岡県	16,000 円
愛知県	16,000 円
三重県	16,000 円
滋賀県	14,000 円
京都府	26,000 円
大阪府	21,000 円
兵庫県	22,000 円
奈良県	16,000 円
和歌山県	14,000 円
鳥取県	12,000 円
島根県	16,000 円
岡山県	18,000 円
広島県	18,000 円
山口県	12,000 円
徳島県	13,000 円
香川県	20,000 円
愛媛県	16,000 円
高知県	16,000 円

福岡県	22,000 円
佐賀県	14,000 円
長崎県	17,000 円
熊本県	18,000 円
大分県	14,000 円
宮崎県	14,000 円
鹿児島県	14,000 円
沖縄県	16,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「新旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新旅費条例第 2 条第 1 号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が新旅費条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行及び退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）をした場合又は死亡した場合において新旅費条例第 3 条第 2 項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において同項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新旅費条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費条例の規定は、当該

旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新旅費条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第19号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

(伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように
改正する。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「定義」を「意義」に改め、同条中第23
号を第27号とし、第18号から第22号までを4号ずつ繰り下げ、同条第17
号中「市」を「市町村」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第16号
を第20号とし、第8号から第15号までを4号ずつ繰り下げ、第7号を第
11号とし、同号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子ど
もをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満
3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子ど
もをいう。

第2条中第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号の次に次
の5号を加える。

(5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の
3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規

定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

(7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

(8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第7条第1項中「市」を「市町村」に改め、同条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「(昭和22年法第164号)」を削り、「市」を「市町村」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

も」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「市」を「市町村」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項」に、「選考方法」を「選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法第28条第2項」を「同法第28条第2項」に改める。

第30条第3項から第5項までの規定中「市」を「市町村」に改める。

第32条第2項中「市」を「市町村」に改め、同条第3項中「とった」を「採った」に改める。

第34条第2項第3号中「市」を「市町村」に改め、同項第5号中「とった」を「採った」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認

定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」に改める。

第37条第1項中「事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この条及び第42条において同じ。）」を「事業所内保育事業」に、「家庭的保育事業（児童福祉法第6

条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)」を「家庭的保育事業」に、「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に、「居宅訪問型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。）」を「居宅訪問型保育事業」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条

第3項中「前項」を「前2項」に、「同項の選考方法」を「これらの項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第1項中「市」を「市町村」に改め、同条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「市」を「市町村」に改める。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7

項及び第12項において同じ。)」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「第1項」を「第1項本文」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第1項」を「第1項本文」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第1項」を「第1項本文」に、「指定する施設」を「指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第42条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「市」を「市町村」に改め、同項第5号中「とった」を「採った」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」を「をいう。次条第3項及び第52条第3項」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「を含む。次条第3項」を

「を含む。第52条第3項」に、「以下この章」を「以下この章（第43条第1項を除く。）」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」に、「同条第3号」を「法第19条第3号」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地

域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は第12項第2号」を「若しくは第12項第2号」に、「場合」を「場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」を「法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」に改め、同項各号列記以外の部分に次

のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

第6条第1項第3号中「当該家庭的保育事業者等」を「当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」に改め、「事業所内保育事業」の次に「(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7項中「特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改める。

第16条第1項第2号中「市等」を「市町村等」に改め、同条第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第1号及び第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

第18条第6号中「国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごと」を「満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児」に改める。

第21条第2項中「市」を「市町村」に改める。

第27条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

第29条第2項第3号中「特区法第12条の4第1項」を「第3号」に改める。

第31条第2項第3号中「又は特区法第12条の4第1項の規定」を「の規定」に改める。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第37条に次の1号を加える。

(5) 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

第40条中「居宅訪問型保育連携施設」を「施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第45条第2項中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする」を「とする」に改める。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（）」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び）」に、「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

附則第6条中「家庭的保育事業等」を「家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第20号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の2第1項を削り、同条第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を同条とする。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、

同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）、第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）及び第90条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第3項中「第81条の2第2項」を「第81条の2」に、「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第8項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項

第1号イ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第4号」に、「7分の6」を「4分の3」に改め、同条第11項から第16項までを削り、同条第17項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第18項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第19項を第13項とし、第20項を第14項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指

定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定

による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第21号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第14項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年3月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第4号

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

いせ市民活動センター条例の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第48号）の施行期日は、令和8年3月26日とする。

伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第5号

伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則の一部を改正する規則
伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則（平成29年伊勢市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(番号標の失効)」に改め、同条中「、第3条第2項の規定による届出(番号標の紛失に係るものに限る。)があったとき、又は臨時運行許可者が行方不明等になり番号標の回収が不可能となったとき」を「、次の各号のいずれかに該当するとき」に、「無効」を「失効」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第3条第2項の規定による届出(番号標の紛失に係るものに限る。)があったとき。
- (2) 臨時運行許可者の行方不明等により番号標の回収が不可能となったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が番号標が効力を失うべきことを適当と認めたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 6 号

伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「前項第 1 号、第 2 号」を「前項第 1 号から第 3 号まで」に、「同項第 3 号、第 4 号」を「同項第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和8年3月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 7 号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年伊勢市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 高齢者総合相談支援員の項中「1 つ」を「一つ」に改め、同項の次に次のように加える。

障害者総合相談支援員	主任相談支援専門員の資格を有する者又は相談支援専門員の資格を有する者であって、社会福祉士、精神保健福祉士若しくは保健師の資格のうち、いずれか一つを有するもの	1	53	61
------------	--	---	----	----

別表第 1 こども総合相談員（2 種）の項中「1 つ」を「一つ」に改める。

別表第 2 の 1 の表中「329,700」を「339,600」に改める。

別表第 2 の 3 の表を次のように改める。

3 伊勢市休日・夜間応急診療所に勤務するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額

（単位：円）

	(1) 診療業務（(2)から(4)までの業務を除く。）		(2) 棚卸業務
	昼間 （午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）	夜間 （午後 7 時から午後 10 時 30 分まで）	

職種	経験 年数	普通 休日	連休	年末 年始	平日	普通休 日	連休	年末 年始	
看護師	1年 未満	16,170	19,656	23,170	9,414	10,058	12,307	14,547	2,310
	1年	16,184	19,677	23,191	9,422	10,069	12,318	14,562	2,312
	2年	16,198	19,691	23,205	9,429	10,076	12,328	14,573	2,314
	3年	16,212	19,712	23,226	9,436	10,086	12,339	14,587	2,316
	4年	16,226	19,726	23,247	9,447	10,094	12,350	14,598	2,318
	5年	16,247	19,754	23,275	9,457	10,108	12,368	14,616	2,321
	6年	16,261	19,768	23,296	9,465	10,115	12,379	14,630	2,323
	7年	16,282	19,796	23,331	9,479	10,129	12,393	14,648	2,326
	8年 以上	16,303	19,824	23,359	9,490	10,144	12,411	14,669	2,329
准看護師	1年 未満	14,735	17,913	21,112	8,578	9,166	11,217	13,257	2,105
	1年	14,798	17,990	21,203	8,614	9,205	11,264	13,314	2,114
	2年	14,854	18,060	21,280	8,647	9,241	11,307	13,364	2,122
	3年	14,910	18,130	21,364	8,679	9,277	11,350	13,415	2,130
	4年	14,966	18,193	21,441	8,711	9,309	11,393	13,465	2,138
	5年	15,022	18,263	21,525	8,743	9,345	11,436	13,515	2,146
	6年	15,078	18,333	21,602	8,776	9,381	11,475	13,565	2,154
	7年	15,127	18,389	21,672	8,804	9,409	11,515	13,608	2,161
	8年 以上	15,190	18,466	21,763	8,844	9,449	11,561	13,666	2,170
歯科	1年	15,470	18,809	22,162					2,210

衛生士	未満								
	1年	15,512	18,858	22,225					2,216
	2年	15,526	18,879	22,246					2,218
	3年	15,547	18,900	22,274					2,221
	4年	15,582	18,942	22,323					2,226
	5年	15,617	18,984	22,379					2,231
	6年	15,652	19,026	22,428					2,236
	7年	15,680	19,061	22,463					2,240
	8年以上	15,708	19,096	22,505					2,244
事務員	1年	11,613	14,119	16,639	6,759	7,224	8,838	10,446	
	未満								
	1年	11,627	14,133	16,660	6,766	7,232	8,848	10,461	
	2年	11,641	14,154	16,681	6,777	7,242	8,859	10,471	
	3年	11,655	14,168	16,695	6,784	7,249	8,870	10,486	
	4年	11,669	14,189	16,716	6,792	7,260	8,881	10,496	
	5年	11,683	14,203	16,737	6,799	7,267	8,891	10,511	
	6年	11,690	14,210	16,751	6,806	7,271	8,899	10,518	
	7年	11,704	14,231	16,765	6,813	7,282	8,909	10,529	
8年以上	11,718	14,245	16,786	6,820	7,289	8,920	10,543		

備考

- 1 この表の額は、1日当たりの額とする。
- 2 この表において「平日」とは、日曜日及び休日以外の日をいう。
- 3 この表において「普通休日」とは、日曜日（その日が1月4日で

ある場合を除く。)及び休日という。ただし、次号及び第5号に規定する日を除く。

4 この表において「連休」とは、日曜日又は休日(年末年始を除く。)が2日以上連続する期間における日という。

5 この表において「年末年始」とは、12月29日から翌年の1月3日まで(1月4日が日曜日に当たる場合は、同日まで)の日という。

(3) 診療報酬事務

(単位：円)

職種	時間額
歯科衛生士	1,116
事務員	1,116

(4) 研修会議等

(単位：円)

職種	時間額
看護師	1,087
准看護師	1,087
歯科衛生士	1,087
事務員	1,087

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規

則等を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規則（令和 7 年伊勢市規則第 33 号）
- (2) 伊勢市育児・家事支援事業運営業務受託者選定委員会規則（令和 7 年伊勢市規則第 39 号）
- (3) 伊勢市スタートアップ協働推進事業運営業務受託者選定委員会規則（令和 7 年伊勢市規則第 24 号）
- (4) 伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会規則（令和 7 年伊勢市規則第 25 号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第9号

伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「とする」を「とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする」に改め、同項第3号ただし書中「第1号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に、「とする」を「とする（この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市職員等の旅費に関する条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号。以下この項及び次項において「旅費条例」という。）第2条第1号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行及び退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）をした場合又は死亡した場合において旅費条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び退職等となった場合又は死

亡した場合において同項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に旅費条例第3条第5項及び第6項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第10号

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則
伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則(平成22年伊勢市規則第26号)
の一部を次のように改正する。

第1条第7号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例施行規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

令和8年3月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第11号

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例施行規則（令和5年伊勢市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第7条」に改める。

第3条を第5条とする。

第2条第2項を次のように改める。

2 苦情解決責任者は、市長が指定する職員をもって充てる。

第2条第3項中「指定管理者」を「苦情解決責任者」に、「報告するものとする」を「報告しなければならない」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 苦情解決責任者は、職員の中から苦情受付担当者を指名する。

4 苦情解決責任者は、苦情を受け付けるための窓口その他の苦情解決のための仕組みについて、適当な方法により利用者等に周知させるよう努めるものとする。

第2条に次の1項を加える。

6 前各項に規定するもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、別に定める。

第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第2条 基幹相談支援センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第3条 基幹相談支援センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、基幹相談支援センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 12 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「訪問介護等利用者負担額減額認定証」を「介護保険負担割合証、訪問介護等利用者負担額減額認定証」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市新商品開発等支援事業審査委員会規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第13号

伊勢市新商品開発等支援事業審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市新商品開発等支援事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市地域経済循環創造事業審査委員会規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 14 号

伊勢市地域経済循環創造事業審査委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）第 9 条の規定に基づき、伊勢市地域経済循環創造事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市農業次世代人材投資事業評価会規則を廃止する規則をここに公布
する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 15 号

伊勢市農業次世代人材投資事業評価会規則を廃止する規則

伊勢市農業次世代人材投資事業評価会規則（平成 29 年伊勢市規則第 62 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 16 号

伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表児童発達支援センター勤務手当の項中「児童発達支援センター勤務手当」を「児童発達支援等従事手当」に、「おおぞら児童園に勤務する職員」を「おおぞら児童園に勤務する職員が児童発達支援等に従事したとき。」に改め、同表危険業務従事手当の部 1 の項中「危険薬剤又は危険機器の取扱いに専ら従事する職員」を「危険な薬剤又は機器を使用して行う検査、分析、試験、加工等の業務に従事したとき。」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の第二種初任給調整手当に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第17号

伊勢市職員の第二種初任給調整手当に関する規則

(趣旨)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。）第9条の2の規定による第二種初任給調整手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(第二種初任給調整手当の特定額に関して規則で定める職員及び額)

第2条 給与条例第9条の2第1項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額
- (2) 給与条例附則第14項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、給与条例第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに給与条例第5条並びに第6条第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(第二種初任給調整手当の基準額)

第3条 給与条例第9条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の

最低基準を考慮して規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表に掲げる額とする。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

第4条 給与条例第9条の2第1項の規則で定める日は、特定額が基準額(同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。)以上となった日の前日とする。

(第二種初任給調整手当の支給額)

第5条 給与条例第9条の2第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額額は、基準額と特定額との差額に当該勤務日の属する年の所定の勤務日から職員の伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下この条において「勤務時間条例」という。)第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数を乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員にあつては当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第6条 給与条例第9条の2第3項の規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(支給の方法)

第7条 第二種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号。次項において「令和4年改正定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定を適用する。

3 令和4年改正定年条例附則第12条に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条（第6条第3項

において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

別表（第3条関係）

職員の在勤する地域	基準額
	円
北海道	1,075
青森県	1,029
岩手県	1,031
宮城県	1,038
秋田県	1,031
山形県	1,032
福島県	1,033
茨城県	1,074
栃木県	1,068
群馬県	1,063
埼玉県	1,141
千葉県	1,140
東京都	1,226
神奈川県	1,225
新潟県	1,050
富山県	1,062
石川県	1,054
福井県	1,053
山梨県	1,052
長野県	1,061
岐阜県	1,065

静岡県	1,097
愛知県	1,140
三重県	1,087
滋賀県	1,080
京都府	1,122
大阪府	1,177
兵庫県	1,116
奈良県	1,051
和歌山県	1,045
鳥取県	1,030
島根県	1,033
岡山県	1,047
広島県	1,085
山口県	1,043
徳島県	1,046
香川県	1,036
愛媛県	1,033
高知県	1,023
福岡県	1,057
佐賀県	1,030
長崎県	1,031
熊本県	1,034
大分県	1,035
宮崎県	1,023
鹿児島県	1,026

沖縄県	1,023
-----	-------

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する
規則

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和2年伊勢市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第9条第2項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第18条を第20条とし、第11条から第17条までを2条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の2条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当に相当する報酬の支給期間)

第11条 条例第13条の2の規則で定める期間は、パートタイム会計年度任用職員が同条に規定するパートタイム会計年度任用職員となった日から当該パートタイム会計年度任用職員の特定期額が基準額以上となった日の前日までとする。

(パートタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当に相当する報酬)

第12条 条例第13条の2の規定による第二種初任給調整手当に相当する報酬の額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定期額との差額に当該勤務日の属する年の所定の勤務日から職員の伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第9条に定める休日を

除いた日数に係る勤務時間の総数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額。以下「第二種初任給調整手当基準額」という。）に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第二種初任給調整手当基準額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(3) 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第二種初任給調整手当基準額を155で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附則第6項の見出し中「令和10年3月」を「令和8年3月」に改め、同項中「令和10年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「第12条第1号及び第2号」を「第14条第1号及び第2号」に改める。

別表第2中「第17条関係」を「第19条関係」に改める。

（伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第2条 伊勢市職員の給与の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2号中「以上」を「以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

扶養親族届

年 月 日提出

(宛先) 伊勢市長	所属			職名	
	職員番号		氏名		

伊勢市職員の給与の支給に関する規則第6条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(ふりがな) 扶養親族の 氏名	続柄	生年月日	同居・別居 ※別居の場合 は、住所を記入	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の 事由
				所得の 種類	金額		

記入上の注意

- 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は、市区町村名まで記入する。
- 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 「届出の事由」欄には、新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にその事由（婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参考（認定上参考となる事項があれば、記入する。）

--

(伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の地域手当の支給に関する規則(平成18年伊勢市規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表東京都の項の次に次のように加える。

愛知県	名古屋市	3級地
-----	------	-----

(職員の通勤手当支給に関する規則の一部改正)

第4条 職員の通勤手当支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第13条第3項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。))を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改める。

第4条中「提示」の次に「又は第13条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第8条第1項各号列記以外の部分中「運賃等相当額」の次に「(次項及び第11条第2号において「運賃等相当額」という。))」を加え、同項第1号ア中「第13条第6項」を「第13条第7項」に改め、同条第2項中「運賃相当額」を「運賃等相当額」に改める。

第18条を第22条とし、第17条を第21条とし、第16条第1項中「第13条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第15条第1項各号列記以外の部分中「第13条第6項」を「第13条第7項」に改め、同条を第19条とする。

第14条第1項各号列記以外の部分中「第13条第5項」を「第13条第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に、「運賃等の額」を「運賃等の額若しくは駐車場等の料金」に改

め、同項第3号中「第16条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「第13条第5項」を「第13条第6項」に改め、同条を第18条とする。

第13条を第17条とする。

第12条第1項中「第14条第2項第2号」を「第18条第2項第2号」に、「第17条」を「第21条」に改め、同条第4項中「第13条第4項」を「第13条第5項」に、「第10条第3号」を「第11条第3号」に、「除く。）及び条例」を「除く。）、条例」に、「第10条第2号」を「第11条第2号」に、「をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）」を「及び条例第13条第3項第1号に定める額」に、「第14条第2項」を「第18条第2項」に、「第13条第4項」を「第13条第5項」に改め、同条を第16条とする。

第11条中「交通用具は」を「交通の用具は」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

（駐車場等の要件）

第13条 条例第13条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。)若しくは条例第10条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

- 2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第14条 条例第13条第3項の規則で定める職員は、第11条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第15条 条例第13条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第10条第2号中「額以上」を「額(駐車場等を利用し、その料金を負

担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）以上」に、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「額未滿」を「額（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額）未滿」に、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第9条 条例第13条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未滿 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未滿 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未滿 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未滿 1万400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未滿 1万3,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未滿 1万6,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未滿 1万9,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未滿 2万2,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未滿 2万5,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未滿 2万9,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未滿 3万2,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未滿 3万5,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未滿 3万8,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未滿 4万2,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未滿 4万5,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未滿 4万9,200円

- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 6万6,400円

別記様式を次のように改める。

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号及び第2号中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第2項中「前条第2項の規定を準用する」を「前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改める。

第8条第2項中「もの」を「者」に、「在職した」を「勤務した」に改める。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第6条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(令和7年伊勢市規則第19号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 13パーセント級地 100分の13

(3) 4パーセント級地 100分の4

附則別表第2中

三重県	津市	5パーセント級地
	伊勢市	2パーセント級地

を

愛知県	名古屋市	13パーセント級地
三重県	全域	4パーセント級地

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現にある第2条の規定による改正前の伊勢市職員の給与の支給に関する規則別記様式（次項において「旧扶養親族届」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の伊勢市職員の給与の支給に関する規則別記様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧扶養親族届による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（職員の通勤手当支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和8年伊勢市条例第号）第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）第13条第3項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至ったものは、第4条の規定による改正後の職員の通勤手当支給に関する規則（以下「改正後の通勤手当規則」という。）第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

5 令和9年3月31日までの間、自動車等の使用距離が次の表の新距離区分欄に掲げる区分に該当する場合の通勤手当の支給額は、改正後の通勤手当規則第9条第1号から第3号までの規定にかかわらず、同表の旧距離区分欄に掲げる区分に応じ、同表の通勤手当支給額欄に定める額とする。

新距離区分	旧距離区分	通勤手当支給額
片道5キロメートル未満	片道2キロメートル以上 3キロメートル未満	2,250円
	片道3キロメートル以上 4キロメートル未満	2,750円

	片道 4 キロメートル以上 5 キロメートル未満	3,150円
片道 5 キロメートル以上 10キロメートル未満	片道 5 キロメートル以上 6 キロメートル未満	4,400円
	片道 6 キロメートル以上 7 キロメートル未満	4,550円
	片道 7 キロメートル以上 8 キロメートル未満	4,700円
	片道 8 キロメートル以上 10キロメートル未満	4,850円
片道10キロメートル以上 15キロメートル未満	片道10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,450円

6 この規則の施行の際現にある第4条の規定による改正前の職員の通勤手当支給に関する規則別記様式（次項において「旧通勤届」という。）により使用されている書類は、改正後の通勤手当規則別記様式によるものとみなす。

7 この規則の施行の際現にある旧通勤届による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 19 号

伊勢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表条例第 28 条第 1 項第 1 号に該当する場合の項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額」に、「及び世帯別平等割額」を「、18 歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額」に改め、同表条例第 28 条第 1 項第 2 号に該当する場合の項第 1 号中「所得割」を「所得割額」に改め、同項第 2 号中「均等割」を「被保険者均等割額」に改め、同項第 3 号中「平等割」を「世帯別平等割額」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 旧被扶養者に係る 18 歳以上被保険者均等割額（条例第 22 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除く。） 10 分の 5

別表条例第 28 条第 1 項第 3 号に該当する場合の項中「又は」を「、18 歳以上被保険者均等割額又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 20 号

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年伊勢市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 10 第 3 号中「(様式第 13 号の 13)」の次に「又は施設等利用費請求書（法定代理受領用）(様式第 13 号の 14)」を加える。

第 15 条の 10 の次に次の 5 条を加える。

（乳児等支援給付認定の申請書）

第 15 条の 11 府令第 28 条の 22 第 1 項の申請書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第 13 号の 15）とする。

（乳児等支援支給認定証）

第 15 条の 12 法第 30 条の 15 第 3 項の認定証は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）(様式第 13 号の 16) とする。

（乳児等支援給付認定の取消しの通知）

第 15 条の 13 府令第 28 条の 25 第 1 項の規定による通知は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書（様式第 13 号の 17）により行うものとする。

（乳児等支援給付認定の変更の届出）

第 15 条の 14 府令第 28 条の 26 第 1 項の届書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届（様式第 13 号の 18）とする。

（乳児等支援支給認定証の再交付）

第 15 条の 15 府令第 28 条の 27 第 2 項の申請書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定再交付申請書（様式第 13 号の 19）とする。

第 25 条の次に次の 5 条を加える。

（特定乳児等支援事業者の確認の申請）

第 25 条の 2 府令第 44 条の 2 において準用する府令第 39 条の申請書は、

乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第 23 号の 2）とする。

（特定乳児等支援事業者の確認の変更の申請）

第 25 条の 3 府令第 44 条の 2 において準用する府令第 40 条の申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第 23 号の 3）とする。

（特定乳児等支援事業者の名称等の変更の届出等）

第 25 条の 4 府令第 44 条の 2 において準用する府令第 41 条第 1 項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第 23 号の 4）により行うものとする。

第 25 条の 5 府令第 44 条の 2 において準用する府令第 41 条第 3 項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第 23 号の 5）により行うものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の確認の辞退）

第 25 条の 6 法第 54 条の 3 において準用する法第 48 条の規定により辞退しようとする者は、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第 23 号の 6）を市長に提出するものとする。

様式第 13 号の 13 の次に次の 6 様式を加える。

(宛先) 伊勢市長

施設等利用費請求書 (法定代理受領用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 _____ 年 月分】

私(請求者)は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、伊勢市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記のとおり申請します。

なお、施設等利用費の審査及び支払に当たり、次の事項に同意します。

- 1 実際の利用状況等について、伊勢市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
- 2 利用料の請求・支払状況を伊勢市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
- 3 伊勢市の要請、質問等に対応すること。

記

1 特定子ども・子育て支援提供者(請求者)

フリガナ		請求者の 所属団体	
特定子ども・子育て支援提供者氏名 (請求者)		請求者の 役職名等	

2 特定子ども・子育て支援施設・事業所

フリガナ		所在地	〒
施設・事業所名		(市外の場合のみ記入)	電話:
フリガナ		所在地	〒
施設・事業所の運営団体名		(市外の場合のみ記入)	電話:

3 施設等利用費請求金額

提供年月	年 月分	請求金額	円
------	------	------	---

4 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書」のとおり

5 振込先(※)

金融機関名		預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
銀行・信用金庫	支店	<input type="checkbox"/> 口座番号				
農協・信用組合	出張所	<input type="checkbox"/> 口座名義(カタカナ)				

※ 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

施設等利用費請求金額内訳書

【 年 月分】

※施設等利用費請求金額の内訳となる認定子ども全員について記入

No.	生年月日	フリガナ	認可外保育施設の契約形態・ 契約している利用料 ※1		月途中の入退園	月額換算額(a)	月額上限額(b) ※2
		認定子どもの氏名			レ及び月途中入園(退園)日を記入	請求額(aとbを比較して小さい方)	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	円	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約		<input type="checkbox"/> 月途中入園(日)		
			<input type="checkbox"/> 時間契約		<input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	円	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約		<input type="checkbox"/> 月途中入園(日)		
			<input type="checkbox"/> 時間契約		<input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	円	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約		<input type="checkbox"/> 月途中入園(日)		
			<input type="checkbox"/> 時間契約		<input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	円	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約		<input type="checkbox"/> 月途中入園(日)		
			<input type="checkbox"/> 時間契約		<input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	円	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約		<input type="checkbox"/> 月途中入園(日)		
			<input type="checkbox"/> 時間契約		<input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	円	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約		<input type="checkbox"/> 月途中入園(日)		
			<input type="checkbox"/> 時間契約		<input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	円	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約		<input type="checkbox"/> 月途中入園(日)		
			<input type="checkbox"/> 時間契約		<input type="checkbox"/> 月途中退園(日)	円	

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

※2 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。

月途中で認定期間が終了する場合若しくは開始される場合又は市町村間の転出入の場合、月額限度額は、次のとおりとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書

(宛先)伊勢市長

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請します。

情報閲覧・共有の同意	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報(要配慮個人情報含む。)等を利用することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報(要配慮個人情報を含む。)や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続等)を行うことに同意します。

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります。	フリガナ		生年月日		性別		児童との続柄	
	氏名							
	現住所	〒						
	本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ。 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる。	〒					
	前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ。 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる。	〒					
電話番号			メールアドレス					
利用料減免の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。						
転入前の市町村での利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	フリガナ		生年月日		性別		児童との続柄		
	氏名								
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる。	〒						
	電話番号			メールアドレス					

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数									
	1	フリガナ		生年月日		性別				
		氏名								
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる。	〒				申請者(保護者)との続柄		
		障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金					
		その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:) □指示書等の添付) □食物アレルギー(医師の診断及び指示<生活管理指導表を添付>:) □添付有 / □添付無し) □その他(具体的に記載:)					
	2	フリガナ		生年月日		性別				
		氏名								
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる。	〒				申請者(保護者)との続柄		
		障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金					
		その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:) □指示書等の添付) □食物アレルギー(医師の診断及び指示<生活管理指導表を添付>:) □添付有 / □添付無し) □その他(具体的に記載:)					
	3	フリガナ		生年月日		性別				
		氏名								
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ。 <input type="checkbox"/> 申請者と異なる。	〒				申請者(保護者)との続柄		
		障害者手帳等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害に係る手当等の受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害年金					
その他配慮すべき事項の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:) □指示書等の添付) □食物アレルギー(医師の診断及び指示<生活管理指導表を添付>:) □添付有 / □添付無し) □その他(具体的に記載:)						

年 月 日

様

伊勢市長



乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

認定番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算等	
要支援家庭児加算	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

乳児等支援給付認定取消通知書

第 年 月 日 号

伊勢市長

印

乳児等支援給付認定について、子ども・子育て支援法第28条の25第1項の規定により取り消しましたので、次のとおり通知します。

認 定 番 号			
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日		年 月 日	生
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日		年 月 日	生
保 護 者 の 住 所			
認 定 終 了 日	年 月 日	理 由	
返 還 期 限	年 月 日		

支給認定証の交付を受けている場合は、支給認定証を返還してください。
ただし、既に返還されている場合は、不要です。

(教示)

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出をします。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

変更箇所とその内容は、以下のとおりです。

変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> その他
------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前の氏名（ ）
	<input type="checkbox"/> 変更前の住所（ ）
	<input type="checkbox"/> 変更前の電話番号（ ）
	<input type="checkbox"/> その他変更事項（ ）

変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻等	<input type="checkbox"/> 引越し	<input type="checkbox"/> その他（ ）
------	------------------------------	------------------------------	---------------------------------

乳児等支援給付 (こども誰でも通園制度) 認定再交付申請書

(宛先) 伊勢市長

年 月 日

保護者住所	伊勢市	連絡先	自宅 TEL
			携帯 TEL (続柄:)
保護者氏名		保護者生年月日	年 月 日

支給認定証の再交付を申請します。

乳児等支援給付認定子ども	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	保護者との続柄
		年 月 日	男・女	
再交付申請の理由	<input type="checkbox"/> 紛失・焼失 <input type="checkbox"/> 破損・汚損 <input type="checkbox"/> その他 () 【具体的な状況】			

※ 紛失した支給認定証が発見されたときは、速やかに返還してください。

※ 破損・汚損での再交付申請の場合は、再交付申請書に支給認定証を添付してください。

様式第 19 号中「保育士証」を「保育士登録証」に改める。

様式第 23 号の次に次の 5 様式を加える。

乳児等通園支援事業認可申請書 (兼) 特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

所在地 _____
 申請者 名称 _____
 代表者氏名 _____

児童福祉法第 34 条の 15 の規定による認可及び子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 2 項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名
	氏名		生年月日 年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2 添付書類

様式第 23 号の 3 (第 25 条の 3 関係)

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書 (利用定員の増加)

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

所在地 _____

申請者 名 称 _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 44 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更後 (増加) の利用定員 (人)			
0 歳	1 歳	2 歳	合計	0 歳	1 歳	2 歳	合計
利用定員を増加しようとする理由							

3 添付書類

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書 (利用定員の変更以外)

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

所在地 _____
 届出者 氏名 _____
 代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条の規定に基づき、関係書類を添えて届出をします。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 変更事項

該当するものに○を付けてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所 (所在地)
	設置者 (申請者) の名称及び主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者 (申請者) の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面 (各室の用途を明示したもの) 並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変 更 前	
変 更 後	
変更の理由	

4 添付書類

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書 (利用定員の減少)

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

所在地 _____
 届出者 名 称 _____
 代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条の規定に基づき、届出をします。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員 (人)				変更後 (減少) の利用定員 (人)			
0 歳	1 歳	2 歳	合計	0 歳	1 歳	2 歳	合計
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							
利用定員を減少しようとする年月日	年 月 日						
利用定員を減少しようとする理由							

3 添付書類

乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書
 (兼) 特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

所在地 _____
 申請及び届出者 名 称 _____
 代表者氏名 _____

児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項の規定による認可の廃止又は休止及び子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 48 条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出をします。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話: _____ メール: _____
廃止又は休止及び 廃止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童 に対する措置	
廃止又は休止及び確認 を辞退する予定年月日	年 月 日
(廃止の場合) 財産処分	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 19 号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の伊勢市子ども・子育て支援法施行細則様式第 19 号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市歴史博物館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第21号

伊勢市歴史博物館条例の施行期日を定める規則

伊勢市歴史博物館条例（令和7年伊勢市条例第47号）の施行期日は、令和8年4月25日とする。

名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則の一部を改正する等の規則をこ

こに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 22 号

名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則の一部を改正する等の規則
(名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則の一部改正)

第 1 条 名勝二見浦保存管理計画運営委員会規則 (令和 3 年伊勢市規則第 16 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名勝二見浦保存活用計画運営委員会規則

第 1 条中「名勝二見浦保存管理計画運営委員会」を「名勝二見浦保存活用計画運営委員会」に改める。

(名勝二見浦保存活用計画策定委員会規則等の廃止)

第 2 条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 名勝二見浦保存活用計画策定委員会規則 (令和 6 年伊勢市規則第 12 号)
- (2) 旧賓日館保存活用計画策定委員会規則 (令和 5 年伊勢市規則第 19 号)
- (3) 伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会規則 (令和 5 年伊勢市規則第 59 号)

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 23 号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

第 1 条 伊勢市事務分掌規則（平成 19 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表情報戦略局の部デジタル政策課の項中「行政事務デジタル推進係 情報システム管理係」を「行政情報システム管理係 住民情報システム管理係」に改め、同部文化政策課の項中「文化財係」を「文化財係 歴史博物館」に改める。

第 5 条の表情報戦略局の部デジタル政策課の款を次のように改める。

デジタル政策課

スマートシティ推進係

- (1) D X 推進に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) D X 人材の育成に関すること。
- (3) D X 推進に係る民間事業者等との連携に関すること。
- (4) その他 D X 推進に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

行政情報システム管理係

- (1) 行政事務に係る情報システムの整備及び運用管理に関すること。
- (2) 行政事務に係る情報通信ネットワークの整備及び運用管理に関すること。
- (3) 行政事務に係る情報セキュリティ対策に関すること。

住民情報システム管理係

- (1) 住民情報事務に係る情報システムの整備及び運用管理に関すること。

(2) 住民情報事務に係る情報通信ネットワークの整備及び運用管理に関すること。

(3) 住民情報事務に係る情報セキュリティ対策に関すること。

第5条の表情報戦略局の部文化政策課の款に次のように加える。

歴史博物館

(1) 資料の収集、保管及び展示に関すること。

(2) 資料に関する調査研究に関すること。

(3) 歴史、民俗等に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

第5条の表環境生活部の部戸籍住民課の款戸籍住民係の項第3号中「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための住民基本台帳事務」を「住民基本台帳事務」に改め、同表健康福祉部の部保育課の款保育係の項第2号中「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 課の庶務に関すること。

第5条の表健康福祉部の部保育課の款施設運営係の項第3号中「特別保育事業等」を「特別保育の実施」に改め、同項第7号削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 乳児等通園支援事業の実施に関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉監査室の款法人・施設係の項第4号中「特定教育・保育施設」の次に「、特定乳児等通園支援事業者」を加え、同款事業所係の項第1号中「介護予防・生活支援サービス事業者」を「介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者」に改め、同表産業観光部の部農林水産課の款管

理係の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表都市整備部の部交通政策課の款交通安全係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 21 条第 2 項の表生活福祉課の部市民係の項第 13 号中「税証明（所得証明、納税証明、課税証明、評価証明及び公課証明）」を「市税（県民税及び森林環境税を含む。）及び税外収入金」に改め、同項第 14 号を削り、同項第 15 号を同項第 14 号とし、同項第 16 号を削り、同項第 17 号を同項第 15 号とし、同項第 18 号から同項第 26 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 22 条第 19 号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第 2 条 伊勢市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

目次中

「第 1 節 総合支所の事務分掌（第 21 条）」を

「第 1 節 総合支所の事務分掌（第 21 条）
第 1 節の 2 情報戦略局に属する機関（第 21 条の 2）」に改める。

第 3 条の表情報戦略局の部文化政策課の項中「文化財係 歴史博物館」を「文化財係」に改める。

第 5 条の表情報戦略局の部文化政策課の款歴史博物館の項を削る。

第 3 章第 1 節の次に次の 1 節を加える。

第 1 節の 2 情報戦略局に属する機関

（歴史博物館）

第 21 条の 2 伊勢市歴史博物館条例（令和 7 年伊勢市条例第 47 号）第 1 条の規定により設置された歴史博物館は、情報戦略局文化政策課に属する機関とし、その事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 伊勢市歴史博物館条例第3条各号に掲げる事業に関する事。
- (2) 伊勢市歴史博物館の運営に関する事。

第27条第1項の表中

「

総合支所	総合支所長	課長	係長
------	-------	----	----

」

を

「

総合支所	総合支所長	課長	係長
歴史博物館			館長

」

に改め、同条第2項の表中

「

総合支所	副参事、課長補佐、指導官、主幹、主査、主任、主事、副主任
------	------------------------------

」

を

「

総合支所	副参事、課長補佐、指導官、主幹、主査、主任、主事、副主任
歴史博物館	指導官、主幹、主査、主事

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月25日から施行する。

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第24号

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成17年伊勢市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「その所得税の額が8,400円」を「当該年度分の市町村民税所得割の額が19,000円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第4条関係）

徴収額表

助産の実施の開始日における妊産婦の属する世帯及び各月初日における母子生活支援施設入所世帯の階層区分		助産施設	母子生活支援施設
階層区分	定義	徴収額（助産の実施期間中の額）	徴収額（月額）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0

B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	1,100
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ の世帯（所得割の額のない世帯）		4,500	2,200
D 1	A階層及	9,000円以下	6,600	3,300
D 2	びC階層	9,001円～27,000円	9,000	4,500
D 3	を除き当	27,001円～57,000円		6,700
D 4	該年度分	57,001円～93,000円		9,300
D 5	の市町村	93,001円～177,300円		14,500
D 6	民税の課	177,301円～258,100円		20,600
D 7	税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	258,101円～348,100円		その月のその入所世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。）
D 8		348,101円～456,100円		その月のその入所世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支

			<p>弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。）</p>
D 9	456,101円～583,200円		<p>その月のその入所世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。）</p>
D 10	583,201円～704,000円		<p>その月のその入所世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。）</p>
D 11	704,001円～852,000円		<p>その月のその入所世帯に係る母</p>

		子保護の実施に要する費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。）
D12	852,001円～1,044,000円	その月のその入所世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。）
D13	1,044,001円～1,225,500円	その月のその入所世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。）

D14	1, 225, 501円～ 1, 426, 500円		その月のその入所世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。）
D15	1, 426, 501円以上		その月のその入所世帯に係る母子保護の実施に要する費用の支弁額（全額徴収）

備考

- 1 C階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 階層区分の認定について、平成23年7月15日付け雇児発0715第1

号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

- 3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は、0円とする。
 - (1) 「単身世帯」…扶養義務者のいない世帯
 - (2) 「母子世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、民法（明治29年法律第89号）第877号の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（総合支援法第5条第6項、第7項及び第12項から第15項までのサービスに限る。）又は総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児童（者）を有する世帯

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 同一世帯から二人以上の妊産婦が助産施設へ入所している場合又は母子生活支援施設入所世帯の中から妊産婦が助産施設に入所している場合においては、徴収額が最も多額なもの以外のものについては、この表の徴収額に0.1を乗じて得た額をもってその徴収金の額とする。
- 6 助産の実施に係る妊産婦又はその属する世帯の他の世帯員が出産育児一時金（これに相当する給付を含む。）の支給を受けることができるときは、当該妊産婦に係るこの表の適用については、その出産育児一時金の額にB階層にあつては0.2、C階層にあつては0.3、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては0.5をそれぞれ乗じて得た額を、この表の徴収額に加えるものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第25号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「還付し、又は同条第3項」を「還付しようとするときは過誤納金還付通知書（様式第37号）により、同条第3項」に、「、介護保険料還付（充当）通知書（様式第37号）により」を「過誤納金充当通知書（様式第37号の2）により、それぞれ」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る減免後の保険料の額）

- 6 条例附則第18項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、同項に規定するみなし課税者に条例附則第16項及び附則第17項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

様式第6号を次のように改める。

介護保険 {
 要介護認定・要支援認定
 要介護更新認定・要支援更新認定
 要介護認定・要支援認定区分変更

申請書

(宛先) 伊勢市長 申請年月日 年 月 日
 次のとおり申請します。 新規申請 更新申請 区分変更申請 要支援・要介護者新規申請

被 保 険 者	被保険者番号						個人番号						
	医療保険者名 (医療保険者番号)	()					医療保険 被保険者証 記号-番号-枝番						
	氏 名	フリガナ					生年月日	年 月 日					
							性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女					
	住 所	〒											
	前回の要介護 認定の結果等	要支援 1 2		要介護 1 2 3 4 5					電話番号 — —				
		有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで									
申請理由 ※新規・区分変更 申請の場合													
訪問調査先 (上記住所と異なる場合)	〒					<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 介護保険施設等 <input type="checkbox"/> 入院中 (/ ~ / 退院予定) 施設名 ()							
調査日程等連絡先	氏名 (被保険者との関係)					電話番号 — —							
認定結果の希望送付先	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 訪問調査先 <input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> その他 ()												
申 請 者	氏名・名称	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院				被保険者との関係							
	提出代行の場合は□に チェックしてください。					<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 提出代行者 <input type="checkbox"/> その他 ()							
住所・所在地	〒												
※申請者が被保険者本人の場合は、申請者住所・電話番号は記載不要です。													

主 治 医	医師名				医療機関名			
	所在地	〒						
	3箇月以内の受診の有無				有・無			

※第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入


特定疾病名	
-------	--

- 1 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、伊勢市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、伊勢市から地域包括支援センター居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。
- 2 更新申請において、現在受けている要介護（支援）認定の有効期間内に要介護（支援）認定を行うことができる場合であれば、申請日から30日を超えて処分を行う場合であっても、処理見込期間とその理由の通知（延期通知）を省略することに同意します。

年 月 日 本人氏名

(注) 40歳から64歳までの方は、医療保険の加入状況を確認できるものを提示してください。

様式第37号を次のように改める。

三重県伊勢市長 

様

過 誤 納 金 還 付 通 知 書

あなたの納めた保険料が納め過ぎになりましたので、次のとおりお返しします。

納税義務者 氏名・名称

過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額	+	還付加算金	-	充当合計額	=	還付額
		円		円		円		円

< 過誤納の詳細 >

科目	納付すべき額			納付済額			過誤納額		
	本税（料）	督手	延滞金	本税（料）	督手	延滞金	本税（料）	督手	延滞金
期	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円

< 充当先の詳細 >

充当先 氏名・名称

科目	通知書番号		期月	充当額			充当後の未納額		
	年度	年度		本税（料）	督手	延滞金	本税（料）	督手	延滞金

< 振込先口座 >


金融機関名				支店名			
口座種別	口座番号		口座名義人				

備考

【お問い合わせ先】

注 当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示を、裏面に記載すること。

様式第37号の次に次の1様式を加える。

三重県伊勢市長 

様

過 誤 納 金 充 当 通 知 書

あなたの納めた保険料が納め過ぎになりましたので、次のとおり充当します。

納税義務者 氏名・名称

過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額	+	還付加算金	-	充当合計額	=	還付額
		円		円		円		円

<過誤納の詳細>

科目	納付すべき額			納付済額			過誤納額		
	本税(料)	督手	延滞金	本税(料)	督手	延滞金	本税(料)	督手	延滞金
期	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円

<充当先の詳細>

充当先 氏名・名称

科目	通知書番号	期月	充当額			充当後の未納額		
	年度		本税(料)	督手	延滞金	本税(料)	督手	延滞金
			円	円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円	円
	合計		円	円	円	円	円	円

<振込先口座>

金融機関名				支店名		
口座種別		口座番号		口座名義人		

備考

【お問い合わせ先】

注 当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示を、裏面に記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市介護保険規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市介護保険規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 26 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則(平成 27 年伊勢市規則第 6 号)
の一部を次のように改正する。

別表事務運営費の項資金の額の欄第 3 号中「60 万円」を「集落支援員を一人設置する場合にあっては 60 万円、二人設置する場合にあっては 100 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

賓日館条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第27号

賓日館条例施行規則

賓日館条例施行規則（平成18年伊勢市規則第45号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、賓日館条例（令和7年伊勢市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 賓日館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

（休館日）

第3条 賓日館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、翌日以後の最初の休日でない日とする。）

(2) 展示物の展示、保管等の作業のため、開館できないと市長が認める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（使用許可の申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定による申請は、賓日館使用許可（変更）申請書（様式第1号。以下「使用許可等申請書」という。）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、使用許可等申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請に係る許可をするものとする。

3 市長は、前項の規定により許可をしたときは、賓日館使用許可書（様

式第2号)を当該申請をした者に交付するものとする。

4 使用の許可は、申請の順序により行い、申請が同時又は申請の前後が不明であるときは、当該申請をした者による協議又は抽選により決定するものとする。

5 使用の許可を受けた者は、使用の際、賓日館使用許可書を係員に提示しなければならない。

(入館料の免除)

第5条 条例第8条の規定により、入館料を免除することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者

(2) 前号に掲げる者のうち、介助を必要とする者の付添人(一人に限る。)

(3) その他市長が特に必要と認める者

(使用料の減免申請)

第6条 条例第8条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用許可等申請書に賓日館使用料減免申請書(様式第3号)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減免を決定したときは、賓日館使用料減免決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(特別の設備等の許可)

第7条 条例第12条第1項前段の規定による申請は、使用許可申請書にその旨を記載するとともに、特別の設備若しくは装飾又は持ち込み利用しようとする器具(以下「特別の設備等」という。)の内容を記載した書類を添えて市長に提出して行うものとする。

2 条例第12条第1項後段の規定による申請は、市長が別に定める申請書に賓日館使用許可書及び特別の設備等の内容を記載した書類を添えて市長に提出して行うものとする。

3 市長は、第1項又は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請に係る許可をするものとする。

4 前項の許可は、賓日館使用許可書にその旨を記載して行うものとする。

(資料の寄贈)

第8条 賓日館に資料を寄贈しようとする者は、賓日館資料寄贈申込書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みを承諾したときは、賓日館に資料を寄贈した者に対して、賓日館資料受領書(様式第6号)を交付するものとする。

(資料の寄託)

第9条 賓日館に資料を寄託しようとする者は、賓日館資料寄託申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承諾したときは、賓日館に資料を寄託した者に対して、賓日館資料受託書(様式第8号)を交付するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

賓日館使用許可（変更）申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>			
（宛先）伊勢市長			
住 所 申請者 氏 名			
下記のとおり使用し（変更し）たいので、申請します。 なお、許可があった場合は、賓日館の使用に関する諸規定を遵守いたします。			
記			
使用の目的			
施設名			
使用期間	年 月 日 年 月 日	曜日から 曜日まで（	日間）
使用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
使用責任者			
使用予定人数			
施設名及 使用料	使用料 施設名	金 額	備 考
	大広間	円	
	中広間	円	
	旧客室等	円	
備 考			

様式第2号（第4条関係）

賓 日 館 使 用 許 可 書			
			年 月 日
様			
			伊勢市長 印
年 月 日付で申請のあった賓日館の使用については、下記のとおり許可します。			
記			
使 用 の 目 的			
施 設 名			
使 用 期 間	年 月 日 年 月 日	曜日から 曜日まで（ 日間）	
使 用 時 間	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで		
使 用 責 任 者			
使 用 予 定 人 数			
施 設 名 及 び 使 用 料	使用料 施設名	金 額	備 考
	大 広 間	円	
	中 広 間	円	
	旧 客 室 等	円	
備 考			

様式第3号（第6条関係）

賓日館使用料減免申請書			
(宛先) 伊勢市長			年 月 日
申請者		住 所 氏 名	
次のとおり、使用料を減免されるよう申請します。			
記			
使用の目的			
施設名			
使用期間	年 月 日 年 月 日	曜日 曜日	から まで (日間)
使用時間	午前・午後 時	分から	午前・午後 時 分まで
使用責任者			
減免理由			
減免申請金額	円	※ 減免決定金額	円
備考			

※は、記入しないでください。

様式第4号（第6条関係）

賓日館使用料減免決定通知書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 申請者 住所 氏名 様 年 月 日付で申請のあった使用料減免は、次のとおり決定しましたので、通知します。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">伊勢市長 印</div> 記			
使用の目的			
施設名			
使用期間	年 月 日 年 月 日	曜日から 曜日まで（	日間）
使用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
使用責任者			
減免理由			
減免申請金額	円	減免決定金額	円
備考			

様式第5号（第8条関係）

賓日館資料寄贈申込書		
年 月 日		
(宛先) 伊勢市長		
住 所 申込者 氏 名		
下記のとおり、資料を寄贈したいので、申し込みます。		
記		
品 名	数 量	備 考

様式第6号（第8条関係）

賓日館資料受領書		
様		第 年 月 日 伊勢市長 印
下記のとおり、資料を受領しました。		
記		
品 名	数 量	備 考

様式第7号（第9条関係）

賓日館資料寄託申請書			
年 月 日			
(宛先) 伊勢市長			
住 所 申込者 氏 名			
下記のとおり、資料を寄託したいので、申請します。			
記			
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで		
寄託資料	品 名	数 量	備 考

様式第8号（第9条関係）

賓日館資料受託書			
様		第 年 月 日	号 日
下記のとおり、資料を受託しました。		伊勢市長	印
記			
受託期間	年 月 日から 年 月 日まで		
受託資料	品 名	数 量	備 考

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 28 号

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

伊勢市救急業務実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「救急救命士（救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和 53 年消防庁告示第 2 号）第 5 条第 2 項に規定する救急隊員をもって救急隊を編成するよう」を「隊員三人をもって救急隊を編成し、そのうち一人は救急救命士（救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する隊員とするよう」に改める。

第 13 条中「救急隊員の行う応急処置等の基準」を「救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和 53 年消防庁告示第 2 号）」に改める。

第 18 条第 1 項第 3 号中「救急事故の現場」を「救急現場」に改める。

第 23 条第 1 項中「通報する」を「通知する」に改める。

第 32 条の見出し中「救急隊員」を「隊員」に改める。

別表第 1 備考 1 中「経鼻エア－ウエイ及び経口エア－ウエイ」を「経鼻エア－ウエイ及び経口エア－ウエイ」に改める。

別表第 2 備考 4 中「傷病者情報の共有や緊急度判定の支援等」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）等を活用した救急時医療情報の閲覧、傷病者情報の共有、緊急度判定の支援等」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定、第 13 条の改正規定、第 18 条第 1 項第 3 号の改正規定、第 23

条第 1 項の改正規定、第 32 条の見出しの改正規定及び別表第 1 備考 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢市乳児等通園支援事業の実施に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第29号

伊勢市乳児等通園支援事業の実施に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市乳児等通園支援事業の実施に関する条例（令和8年伊勢市条例第10号。以下「条例」という。）に定める乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施日)

第2条 事業の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、事業を臨時に実施し、又は実施しないことができる。

(実施時間)

第3条 事業の実施時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。

(利用定員)

第4条 事業の1時間当たりの利用定員は、事業を行う施設（以下「実施施設」という。）ごとに6人とする。

2 事業の1月当たりの利用定員は、実施施設ごとに660人とする。

(利用時間)

第5条 事業の利用時間は、1回につき1時間以上とし、1時間を超える場合は、30分を単位として利用することができる。

2 事業の利用は、乳児等支援給付認定子ども一人につき、1箇月当たり

10時間を限度とする。

(使用料)

第6条 条例第6条第1項第1号イに規定する規則で定める額（以下「使用料」という。）は、1時間当たり300円とする。

2 30分を単位として利用する場合の使用料の額は、前項に規定する使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(事前面談)

第7条 乳児等支援給付認定保護者は、実施施設を初めて利用しようとするときは、あらかじめ、市長に面談の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定による面談の申込みがあったときは、当該乳児等支援給付認定子ども及び乳児等支援給付認定保護者に対して、心身の状況及び養育環境を把握するための面談を実施するものとする。

(利用の申込み)

第8条 事業を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の30日前から当該利用日の7日前までに、市長に利用の申込みをしなければならない。

2 前項の規定による申込みは、こども家庭庁が運用するシステム（以下「こども誰でも通園制度総合支援システム」という。）を用いて行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合においては、利用日における事業の利用を開始する直前の時間までに、実施施設において口頭で申込みをすることができる。

4 市長は、第1項又は前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、その申込みを承諾したときは、その旨を当該乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

(利用の変更の申込み)

第9条 利用の承諾を受けた乳児等支援給付認定保護者は、当該承諾に係る事項を変更しようとするときは、利用日の市長が別に定める時刻までに市長に利用の変更の申込みをしなければならない。この場合において、前条（第1項を除く。）の規定は、利用の変更の申込みについて準用する。

2 利用の承諾を受けた乳児等支援給付認定保護者が利用時間を短縮しようとする場合において、利用日の市長が別に定める時刻までに第1項の規定による利用の変更の申込みを行わなかったときは、変更前の利用時間に相当する利用があったものとみなす。

（利用の承諾の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承諾を取り消すことができる。

(1) 乳児等支援給付認定こどもが疾病その他の理由により事業の実施に堪えられないとき、又は他の利用児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) その他市長が利用の承諾を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 市長は、利用の承諾を取り消したときは、理由を付して、その旨を利用の承諾を受けた乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

（使用料の納期）

第11条 使用料は、当月分を翌月の末日（12月にあつては、同月26日）までに納付しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、別に納期を定めることができる。

（使用料の減免）

第12条 条例第7条の規定により減額し、又は免除することができる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとす

る。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯
全額
- (2) 乳児等支援給付認定保護者及びその属する同一の世帯の他の世帯員
に係る当該年度分の市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満であ
る世帯 1時間につき200円（30分を単位として利用する場合は、30
分につき100円）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が必要
と認める額
(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 30 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 18 年伊勢市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「8 万 5,490 円」を「9 万 790 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「4 万 2,700 円」を「4 万 5,400 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第31号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成17年伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第12条の2の見出し及び第13条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第14条の見出し中「の種別割」を削り、同条第2項第2号中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第5項中「の種別割」を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

別表第3中「種別割の減免」を「減免」に改め、同表条例第89条第1項第1号に該当する場合の部学校法人又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人が所有し、その設置する学校の直接保育又は教育の用に供する軽自動車等の項中「の種別割」を削り、「の額（減免の申請日の属する年度が令和2年度である場合は、軽自動車税額）」を「（地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第15条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の地方税法第442条第2号に規定する種別割を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市市税条例施行規則の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度分以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この規則の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽

自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表学校施設整備課の項中「整備統合推進係 維持管理係」を「学校統合推進係 整備管理係」に改める。

第4条第1項の表学校施設整備課の部整備統合推進係の項中「整備統合推進係」を「学校統合推進係」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同部維持管理係の項中「維持管理係」を「整備管理係」に改め、同項第2号中「整備（整備統合推進係）」を「調査及び整備（学校統合推進係）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会規則第4号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第13条中「35人」を「30人」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則を廃止する
規則をここに公布する。

令和8年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会規則第5号

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則を廃止する規則

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則（令和7年伊勢市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第1号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の表(注)第2項中「事項7」を「事項6」に改める。

別表第2の4(2)の表を次のように改める。

(2) デジタル政策課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 DX推進に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 DX人材の育成に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	職員課長合議
3 DX推進に係る民間事業者等との連携に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
4 情報システムの整備及び運用管理に関すること。			重要	軽易	
5 情報通信ネットワークの整備及び運用管理に関すること。			重要	軽易	

6 情報セキュリティ対策に関すること。		重要		軽易	
---------------------	--	----	--	----	--

別表第2の6(2)の表5の項中「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害保護者のための住民基本台帳事務」を「住民基本台帳事務」に改める。

別表第2の7(9)の表10の項中「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改める。

別表第2の7(11)の表3の項中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改める。

別表第2の9(3)の表9の項を削る。

別表第2の11の表中

「

出先機関名	出先機関の長の専決事項

」

を

「

出先機関名	出先機関の長の専決事項
歴史博物館	1 歴史博物館の運営及び事業の実施

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の11の表の改正規定は、令和8年4月25日から施行する。

伊勢市消防職員貸与品に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第1号

伊勢市消防職員貸与品に関する規程

伊勢市消防職員被服貸与規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、伊勢市消防職員（以下「職員」という。）に対し、被服及び附属品（以下「貸与品」という。）を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与品の品目及び貸与方法）

第2条 貸与品の品目は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 別表第1に掲げる貸与品は、貸与期間を10年とする。

3 別表第2に掲げる貸与品は、次条に規定する貸与基準により貸与するものとする。

（貸与基準）

第3条 前条第3項の貸与品は、職員が貸与を希望する貸与品のうち消防長が必要と認めるものを貸与する。

2 消防長は、前項の規定による貸与を決定するに当たり、必要があると認めるときは、当該職員に貸与した貸与品の状態を確認することができる。

3 前2項に定めるもののほか、別表第2に掲げる貸与品を貸与することに関し必要な事項は、消防長が別に定める。

（返納及び措置）

第4条 職員が退職その他の事由により貸与を受ける資格を失った場合は、速やかに貸与品を返納しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により返納された貸与品のうち使用できるものは、他の職員に貸与することができる。この場合において、その貸与期

間は、前に貸与されていた職員の残期間とする。

(貸与品の払下げ)

第5条 消防長は、別表第1に掲げる貸与品については貸与期間を経過したとき、別表第2に掲げる貸与品については貸与の日から1年を経過したときは、現に貸与されている者に当該貸与品を無償で払い下げることができる。

(貸与品台帳の作成)

第6条 消防本部総務課長は、貸与品台帳(電磁的記録を含む。)を作成し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(弁償及び義務)

第7条 職員は、貸与品を毀損し、又は紛失したことにより、その代品が貸与される場合において、その毀損又は紛失が故意又は過失によるものであるときは、その貸与品の相当価格を弁償しなければならない。

2 職員が公務の執行に際し、又は避け難い事由により貸与品を毀損し、又は紛失した場合において、所属長から事由を記し、消防長に届け出たときは、その代品を再貸与するものとする。

3 貸与品の修理等は、当該貸与品を貸与されている職員の負担において行うものとする。

4 貸与品は、大切に保管し、及び着用するとともに、職務以外に使用し、又は他人に貸与してはならない。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

品目	
帽子	冬帽
	夏帽
冬服	上衣
	下衣
夏服	下衣
バンド	冬服用
	夏服用

別表第2（第2条関係）

品目		備考
帽子	略帽	
夏服	上衣	長袖及び半袖
作業服甲種		
作業服乙種	上衣	冬用及び夏用
	下衣	冬用及び夏用
救急服	上衣	冬用及び夏用
	下衣	冬用及び夏用
雨衣		
ワイシャツ		
Tシャツ		
ネクタイ		
作業用手袋	防火手袋	消防署に所属する職員に貸与する。
	耐切創手袋	
バンド	作業服用	
	救急服用	

靴	短靴 半長靴	
その他	保安帽 白手袋 防塵 ^{じん} ゴーグル ヘッドライト 防火フード	

備考 職員に採用された後初めて貸与品を貸与する場合には、作業服乙種の冬用及び夏用のそれぞれ2組を貸与する。

伊勢市火災予防査察規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年3月31日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第2号

伊勢市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

伊勢市火災予防査察規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第13号）の一部を次のとおり改正する。

第4条を次のように改める。

（査察の主体）

第4条 査察は、消防長があらかじめ指定した消防職員が行う。

第5条の見出し中「回数及び」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「回数」を「実施」に改め、同項第1号中「第1種査察」の次に「及び第2種査察」を加え、「別に定める」を「次条第1項に規定する年間査察計画に基づき実施するものとする」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「消防長が必要と認めるとき行う」を「火災予防上消防長が必要と認めるときに実施する」に改め、同号を同項第2号とする。

第7条第9号を次のように改める。

(9) 防災対象物品

第7条第11号中「防火管理者」を「防火管理者、防災管理者」に改める。

第8条第1号中「関係者等責任のある者」を「関係者等」に改める。

第9条中「事前に通告を行わないで」を「口頭又は様式第2号による通告書により、あらかじめ通告して」に改め、同条ただし書中「口頭又は様式第2号による事前通告書により事前に通告する」を「通告を行わずに実施する」に改める。

第10条を次のように改める。

（査察結果の通知及び報告）

第10条 査察員は、査察の実施結果（是正を要するものがあると認める場合にあっては、査察の結果及びその是正のための措置の内容）を、査察結果通知書兼指示書（様式第3号）又は査察結果通知書（様式第4号）

により関係者に通知するとともに、消防長に報告するものとする。

第11条第1項中「前条」を「前条の規定により是正を求めた場合において、なお火災予防上」に、「改善されない場合」を「改善されていないと認めるとき」に、「場合は」を「ときは」に改める。

第12条の前の見出しを「（資料提出の求め等）」に改める。

第15条中「別に」を「伊勢市消防法等違反処理規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第14号）に」に改める。

第17条中「防火対象物台帳」を「防火対象物台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成されるものを含む。））」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

査察結果通知書 兼 指示書

年 月 日消防法第4条の規定に基づき、下記の対象物に立入検査を実施した結果、

- 記載のとおり火災予防上の不備欠陥事項が認められましたので、速やかに改善するよう通知します。
- 火災予防上の不備欠陥事項は、認められませんでしたので通知します。

対象物名称 所在地		代表者 (事業所名) 職・氏名		様
査察員所属	伊勢市 <input type="checkbox"/> 消防本部 () <input type="checkbox"/> 消防署 ()	査察員	階級 消防 氏名	ほか 名
※問合せ先 電話 ()		— 担当者 ()		
区分	査 察 項 目	指摘事項	補足事項	
防 火 管 理	1. 甲種（乙種）防火管理者が選任され、届出がされている。 → 資格を有する者を選任し、届出をすること。	<input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 未届		
	2. 消防計画が作成され、届出がされている。 → 防火管理者は、消防計画を作成（変更）し、届出をすること。	<input type="checkbox"/> 未作成 <input type="checkbox"/> 未届		
	3. 消防計画に基づき、消火、通報及び避難の消防訓練が実施され、届出がされている。 → <input type="checkbox"/> 消防訓練を実施する時は、あらかじめ自衛消防訓練通知書の届出をすること。※ 消火・避難訓練は年2回以上実施すること。 → <input type="checkbox"/> 消防計画に基づき、消火、通報及び避難の消防訓練を実施し、その記録を保管すること。	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施不足 <input type="checkbox"/> 未届		
	4. カーテン・じゅうたん等は、防災物品が使用されている。 → 防災物品を使用すること。	<input type="checkbox"/> 未使用 <input type="checkbox"/> 一部未使用		
消 防 用 設 備 等	5. 設置されている消防用設備等は、適正に設置され、良好に維持管理されている。 → 消防用設備等に関する設置の不備、維持管理の不良については、速やかに改修すること。	<input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 消火設備 <input type="checkbox"/> 警報設備 <input type="checkbox"/> 避難設備		
	6. 消防用設備等の点検が定期に実施され、その結果が () 年に1回報告されている。 → 消防用設備等の点検を速やかに実施し、その結果を報告すること。	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 未届		
	7. 点検の結果、指摘された不備事項について、是正されている。 → 指摘事項を速やかに改善すること。	<input type="checkbox"/> 未改修		
定 期 点 検	8. 防火対象物の点検が定期に実施され、その結果が1年に1回報告されている。 → 防火対象物の点検を速やかに実施し、その結果を報告すること。	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 特例認定		
	9. 点検の結果、指摘された不備事項について、是正されている。 → 指摘事項を速やかに改善すること。	<input type="checkbox"/> 未改修		
避 難 施 設	10. 避難施設（廊下、階段、避難口、防火戸等）に障害がなく、適正に管理されている。 → 指摘事項を速やかに改修すること。	<input type="checkbox"/> 不適		
条 例 等	11. 条例に基づき届出がされた内容と変更がなく良好に維持管理されている。 → 変更された内容で届出をすること、又は不備事項は改善すること。	少量危険物・指定可燃物	<input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 不適	
		電気設備（変・発・蓄・その他）	<input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 不適	
		圧縮アセチレン・LPG等	<input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 不適	
		火気使用器具・設備	<input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 不適	
		その他 ()	<input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 不適	
備 考				
立 会 者 (受領者)	事業所名 職・氏名	連絡先 電話 () —		

第 号
年 月 日

様

所属
階級・氏名

査 察 結 果 通 知 書

所在地
名 称

あなたが所有（占有・管理）されている上記の対象物について、消防法 の
規定により、 年 月 日に立入検査を行った結果は、以下のとおりです。

指摘事項は、ありません。

下記のとおり火災予防上の不備欠陥事項がありましたので、改善するよう通知します。

記

場 所	内 容	根 拠 法 令 等
備考		
内容事項に疑義があるとき、又は内容事項を改善したときは、 連絡してください。 (連絡先 電話0596— — 伊勢市消防)		立会人

様式第7号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市消防長



資料提出命令書

所在地
名称
用途

のために必要があるので、消防法 の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

※(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市消防長



報 告 徴 収 書

所在地
名 称
用 途

のために必要があるので、消防法 の規定に基づき、下記の事項を
年 月 日までに文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰
されることがある。

記

報告事項

※(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の伊勢市火災予防査察規程に定める様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の伊勢市火災予防査察規程に定める様式によるものとみなす。

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓

令を次のように定める。

令和8年3月31日

伊勢市議会議長 北 村 勝

伊勢市議会訓令第1号

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年伊勢市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この訓令中第3条第16号の改正規定は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（令和8年4月1日）から、第3条第5号の改正規定は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行の日（令和8年6月14日）から施行する。

伊勢市議会事務局設置条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

伊勢市議会議長 北村 勝

伊勢市議会訓令第2号

伊勢市議会事務局設置条例施行規程の一部を改正する訓令

伊勢市議会事務局設置条例施行規程（令和5年伊勢市議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「事務局次長」の次に「、指導官」を加える。

第6条第4項及び第5項を次のように改める。

4 指導官は、事務局長の命を受けて、事務局の所掌事務に関し、企画、連絡調整及び指導に関する事務を処理する。

5 主幹は、事務局長の命を受けて特定の事務を処理する。

第6条第6項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。

7 主査は、上司の命を受けて特定の事務を処理する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 3 号

伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程(平成 17 年伊勢市上下水道
事業管理規程第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書を削る。

別表危険業務従事手当の部 3 の項を次のように改める。

3 危険な薬剤又は機器を使用して 行う検査、分析、試験、加工等の業 務に従事したとき。	日額	200
---	----	-----

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月18日

伊勢市病院事業管理者 中 村 昌 弘

伊勢市病院事業管理規程第2号

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院企業会計年度任用職員一般職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100

14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800

40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200

66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300

92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600

118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

別表第2（第3条関係）

病院企業会計年度任用職員技能労務職給料表

給 号	職務の級	1 級	2 級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		198,200	240,400
2		199,900	241,200
3		201,600	242,000
4		203,300	242,700
5		205,000	243,400
6		206,700	244,100
7		208,300	244,900
8		209,900	245,600
9		211,500	246,400
10		213,000	247,100
11		214,500	247,800
12		215,900	248,400

13	217,300	249,100
14	218,800	249,500
15	220,300	250,000
16	221,800	250,400
17	223,200	250,900
18	224,600	251,300
19	226,000	251,800
20	227,400	252,200
21	228,800	252,500
22	229,800	252,800
23	230,900	253,100
24	232,000	253,400
25	233,000	253,900
26	233,800	254,400
27	234,700	254,800
28	235,500	255,300
29	236,400	255,800
30	237,200	256,300
31	238,000	256,700
32	238,800	257,100
33	239,600	257,400
34	240,100	257,900
35	240,600	258,400
36	241,100	258,800
37	241,700	259,200
38	242,200	259,700

39	242,700	260,100
40	243,200	260,500
41	243,700	260,900
42	244,000	261,300
43	244,300	261,800
44	244,700	262,100
45	245,100	262,400
46	245,500	262,800
47	245,900	263,200
48	246,300	263,500
49	246,600	263,900
50	246,900	264,300
51	247,200	264,600
52	247,500	264,900
53	247,700	265,300
54	248,000	265,600
55	248,300	265,900
56	248,600	266,300
57	248,800	266,600
58	249,100	266,900
59	249,400	267,200
60	249,600	267,500
61	249,800	267,800
62	250,100	268,100
63	250,400	268,400
64	250,600	268,700

65	250,800	268,900
66	251,100	269,200
67	251,400	269,500
68	251,600	269,700
69	251,800	269,900
70	252,100	270,200
71	252,400	270,500
72	252,600	270,700
73	252,800	270,900
74	253,100	271,200
75	253,400	271,500
76	253,600	271,700
77	253,800	271,900
78	254,100	272,200
79	254,400	272,500
80	254,600	272,700
81	254,800	272,900
82	255,100	273,200
83	255,300	273,500
84	255,600	273,700
85	255,800	273,900
86	256,000	274,100
87	256,300	274,400
88	256,600	274,700
89	256,800	274,900
90	257,100	275,100

91	257,400	275,400
92	257,600	275,600
93	257,800	275,900
94	258,100	276,200
95	258,400	276,500
96	258,600	276,700
97	258,800	276,900
98	259,100	277,200
99	259,400	277,400
100	259,600	277,700
101	259,800	277,900
102	260,100	278,100
103	260,400	278,400
104	260,600	278,700
105	260,800	278,900
106		279,100
107		279,400
108		279,600
109		279,900
110		280,200
111		280,500
112		280,700
113		280,900
114		281,200
115		281,400
116		281,600

117		281,900
118		282,200
119		282,500
120		282,700
121		282,900
122		283,100
123		283,400
124		283,700
125		283,900
126		284,100
127		284,400
128		284,700
129		284,900
130		285,100
131		285,400
132		285,700
133		285,900
134		286,100
135		286,400
136		286,700
137		286,900

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

伊勢市病院事業管理者 中 村 昌 弘

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「平成17年伊勢市条例第28号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第7条第1項第1号中「67,600円」を「84,500円」に改め、同項第2号中「8,450円」を「16,900円」に改める。

第14条第1項中「地域手当の月額」の次に「並びに特殊勤務手当（その支給額が月額により定められているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の月額」を加え、同条第2項中「地域手当の月額」の次に「並びに特殊勤務手当の月額」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第14条の2 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じその額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額とする。ただし、特殊勤務手当の支給を受ける職員にあっては、時間外勤務手当、休日給及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じその額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額とする。

別表第7 医療部長、救急センター長、健診センター長、医療技術部長（医師に限る。）及び薬剤部長（医師に限る。）の項中「90,000円」を「110,100円」に改める。

別表第8中

「

医師確保 手当	1 医師等（研修医を除く。）	月額200,000円
	2 研修医	月額100,000円
医師診療 手当	1 院長	月額170,000円
	2 副院長	月額140,000円
	3 医療部長、救急センター長、健診センター長、医療技術部長（医師に限る。）及び薬剤部長（医師に限る。）	月額130,000円
	4 総合診療教育研究センター長、科部長、科副部長及び健診センター副長	月額120,000円
	5 医長及び医員（研修医を除く。）	月額70,000円
	6 研修医	月額30,000円
医師研究 手当	1 医学の調査及び研究に従事する医師等（研修医を除く。）	月額180,000円
	2 医学の調査及び研究に従事する研修医	月額120,000円

を

」

「

医師手当	1 医師等（研修医を除く。）	月額310,800円
	2 研修医	月額120,000円

」

に改め、同表医療業務手当の項中

「

3 助産師業務に従事する助産師	日額400円
4 一般事務員、医療相談員、一般技術員、栄養士及び看護補助者	月額3,000円

を

」

「

3 助産師業務に従事した助産師	日額400円
-----------------	--------

」に改め、

同表放射線取扱手当の項から夜間看護等手当の項までの規定中「従事する」を「従事した」に改め、同表管理職緊急業務手当の項中「10,000円」を「13,000円」に、「6時間を超える場合は、15,000円」を「3時間以上5時間未満の場合は18,000円、5時間以上の場合は23,000円」に改め、同表注中「、管理職特別勤務手当及び救急診療手当」を「及び管理職特別勤務手当」に改める。

別表第9中

「

院長、副院長、医療部長、救急センター長、健診センター長、医療技術部長（医師に限る。）及び薬剤部長（医師に限る。）	10,000円	5,000円
--	---------	--------

」

を

「

院長及び副院長	12,000円	6,000円
医療部長、救急センター長、健診センター長、医療技術部長（医師に限る。）及び薬剤部長（医師に限る。）	10,000円	5,000円

」

に改める。

別表第10病院企業医療職給料表の項中

「

職務の級5級、4級及び3級の職員	100分の15
------------------	---------

」を

「

職務の級 5 級の職員	100分の20
職務の級 4 級及び 3 級の職員	100分の15

に改め

」

る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（次項において「新規程」という。）第14条の 2 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

伊勢市病院事業管理者 中 村 昌 弘

伊勢市病院事業管理規程第4号

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院事務分掌規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の表医療事務課の部医事係の項中第9号を第13号とし、第8号の次に次の4号を加える。

- (9) 紹介患者の受入れに関する事。
- (10) 地域医療交流に関する事。
- (11) 紹介患者受入れ後の連絡調整に関する事。
- (12) 患者等に係る医療機関等との連絡調整に関する事。

第7条の表医療事務課の部地域医療連携係の項第1号及び第3号中「関すること」の次に「(医事係の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「関すること」の次に「(医事係の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第5号とし、同項第7号中「関すること」の次に「(医事係の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号中「関すること」の次に「(医事係の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第8号とする。

第19条第2項中「主任看護師」を「救急センター及び看護部に置く主任看護師」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 必要があるときは、医療安全管理室に、主任看護師を置くことができる。

第19条に次の1項を加える。

- 4 医療安全管理室に置く主任看護師は、上司の命を受けて、医療安全管理室の所掌事務のうち特定の事務を処理する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 25 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 8 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 8 年 3 月 24 日（火）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 令和 8 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 令和 7 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

伊勢市告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹及び株式会社一休が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、東急株式会社、株式会社ギフティ、ANA あきんど株式会社及び特定非営利活動法人 F C . I S E = S H I M A が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社 J A L U X が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社 J A L U X
東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号 品川シーズンテラス 12 階
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社さとふる及び株式会社アイモバイルが提供するさとふる納税ポータルサイトを利用して納付される PayPay 決済経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供するポータルサイト及び連携するパートナーサイトを利用して納付されるマルチペイメント経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 31 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社アイモバイルが提供するポータルサイトを利用して納付される歳入等（PayPay 決済を経由するものを除く。）の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷 3 丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 32 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、アマゾンジャパン合同会社が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒 1 丁目 8 番 1 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社さとふるが提供するふるさと納税ポータルサイト及び連携するパートナーサイトを利用して納付される歳入等（PayPay 決済を経由するものを除く。）の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社さとふる
東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン 13F
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、楽天グループ株式会社が提供するポータルサイトを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、東急株式会社が提供するポータルサイトを利用して納付される TOKYU POINT を利用した歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
東急株式会社
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社トラストバンクが提供するポータルサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社百五カード
津市栄町 3 丁目 123 番地 1
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 37 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 8 年 2 月 26 日 午前 9 時 00 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	15 台
〃	令和 8 年 2 月 26 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	15 台
〃	令和 8 年 2 月 26 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	15 台
〃	令和 8 年 2 月 26 日 午後 3 時 00 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	4 台
〃	令和 8 年 2 月 27 日 午前 9 時 00 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	2 台
〃	〃	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	3 台
〃	令和 8 年 2 月 27 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	3 台

”	令和8年3月11日 午前10時30分	伊勢市岩淵2丁目地内	1台
計			59台

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内
又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
次に掲げる施設に係る使用料
 - (1) 伊勢市倉田山公園野球場
 - (2) 伊勢フットボールヴィレッジ
 - (3) 伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場
 - (4) 伊勢市市営庭球場
 - (5) 伊勢市御薊 B & G 海洋センター体育館
 - (6) 伊勢市御薊 B & G 海洋センタープール
 - (7) 伊勢市やすらぎ公園プール
 - (8) 伊勢市二見体育館
 - (9) 伊勢市二見グラウンド
 - (10) 伊勢市二見グラウンドミーティングセンター

(11) 伊勢市二見テニスコート

3 指定をした日

令和8年3月17日

4 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

伊勢市告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
次に掲げる施設に係る使用料
 - (1) 伊勢市立小俣公民館
 - (2) 伊勢市立御菌公民館
 - (3) 伊勢市二見生涯学習センター
 - (4) 伊勢市小俣農村環境改善センター
- 3 指定をした日
令和 8 年 2 月 24 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、BABY JOB 株式会社が提供するキャッシュレスサービスを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
BABY JOB 株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島 6 丁目 7 番 8 号 大昭ビル 7 階
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
こども誰でも通園保護者負担金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 23 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 8 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - (1) 伊勢市休日・夜間応急診療所における診療費
 - (2) がん検診事業に係る検診料
 - (3) 歯科健康診査事業に係るフッ化塗布処置費
 - (4) その他健康課収入金
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 13 日
- 4 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 42 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 1 項の規定により指定避難所を指定したので、同条第 2 項において準用する同法第 49 条の 4 第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定した指定避難所

所在地	名称	指定緊急 避難場所		指定避難所	
		津波 以外	津波	指定一 般避難 所	指定福 祉避難 所
小俣町本町 2 番地	伊勢市立小俣 図書館	—	—	○	—
小俣町相合 1271 番地 1	ナーシングホ ーム マリモ	—	—	—	○

伊勢市告示第 43 号

次の臨時運行許可番号標は、伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則（平成 29 年伊勢市規則第 6 号）第 5 条第 3 号の規定によりその効力を失ったので、同条の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 臨時運行許可番号標番号

三重 31-06 伊勢

2 許可年月日

令和 7 年 7 月 4 日

3 失効年月日

令和 8 年 3 月 17 日

伊勢市告示第44号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和8年3月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業計画が定められた年月日
令和8年1月7日
- 2 調査を実施する者の名称
伊勢市
- 3 調査地域
宇治浦田2、岡本2①、岡本2②、勢田2、勢田3及び神田久志本
- 4 調査期間
令和8年3月30日から令和9年3月31日まで

伊勢市告示第 45 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 216 号）第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和7年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

○伊勢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

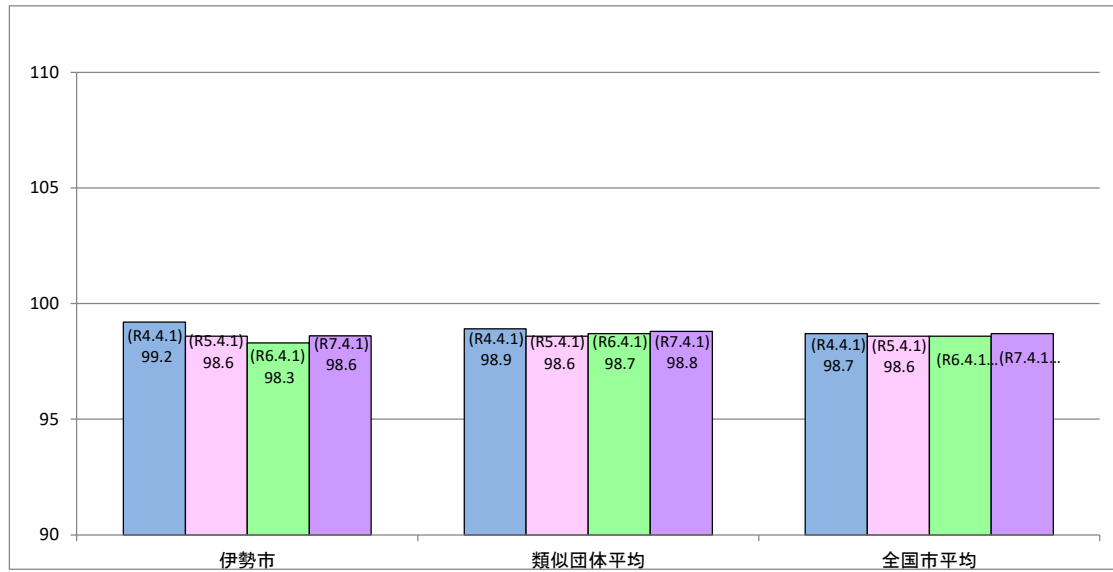
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度人件費率
6年度	人 118,849	千円 56,139,097	千円 306,597	千円 10,492,523	% 18.7	% 17.8

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 1,017	千円 3,891,327	千円 714,909	千円 1,605,471	千円 6,211,707	千円 6,108	千円 6,570

- (注) 1 職員手当には、退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和7年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔**実施** 未実施〕

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の任免状況

(1) 採用者数・退職者数

区 分	令和7年4月1日 採用者数	令和6年4月1日 採用者数	令和6年度退職者数			
			定年退職	早期退職	普通退職ほか	合計
一般行政など	54 人	45 人	23 人	6 人	16 人	45 人
教育	11 人	9 人	0 人	0 人	10 人	10 人
病院	34 人	26 人	5 人	2 人	27 人	34 人
消防	7 人	11 人	0 人	0 人	1 人	1 人
合計	106 人	91 人	28 人	8 人	54 人	90 人

※職員数は正規職員(再任用職員及び任期付職員を除く)の職員数です。

(2) 再任用職員の配置状況(令和7年4月1日現在)

区 分	フルタイム勤務職員	短時間勤務職員	合計
一般行政など	0 人	36 人	36 人
教育	0 人	9 人	9 人
病院	5 人	1 人	6 人
消防	0 人	8 人	8 人
合計	5 人	54 人	59 人

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	42.8 歳	336,100 円	407,011 円	366,626 円
三重県	43.3 歳	336,785 円	427,270 円	— 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.1 歳	326,243 円	416,641 円	377,880 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.1歳	85人	309,200 円	341,122 円	327,418 円
うち用務員	55.8歳	7人	333,100 円	350,300 円	345,900 円
うち清掃職員	51.8歳	18人	324,300 円	362,578 円	339,206 円
うち学校給食調理員	46.0歳	25人	295,700 円	328,112 円	317,040 円
国	51.3歳	1,703人	294,567 円	— 円	337,907 円
類似団体	53.0歳	29人	318,976 円	375,820 円	357,328 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	228,300 円	220,000 円
	高校卒	201,000 円	195,200 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	199,000 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	234,400 円	— 円	— 円
	高校卒	213,600 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

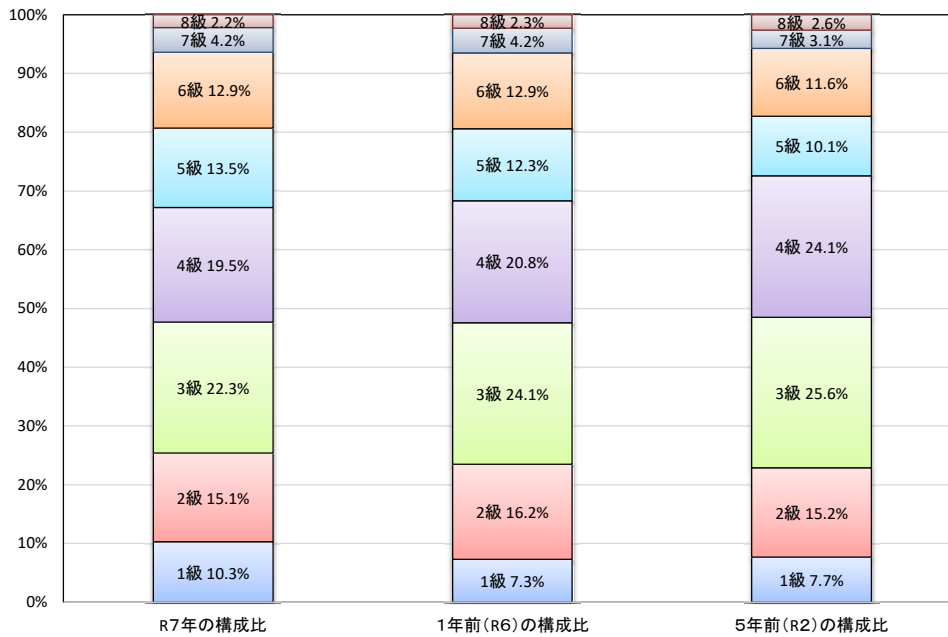
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	280,733 円	298,563 円	346,400 円
	高校卒	255,900 円	273,000 円	310,400 円
技能労務職	高校卒	256,760 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

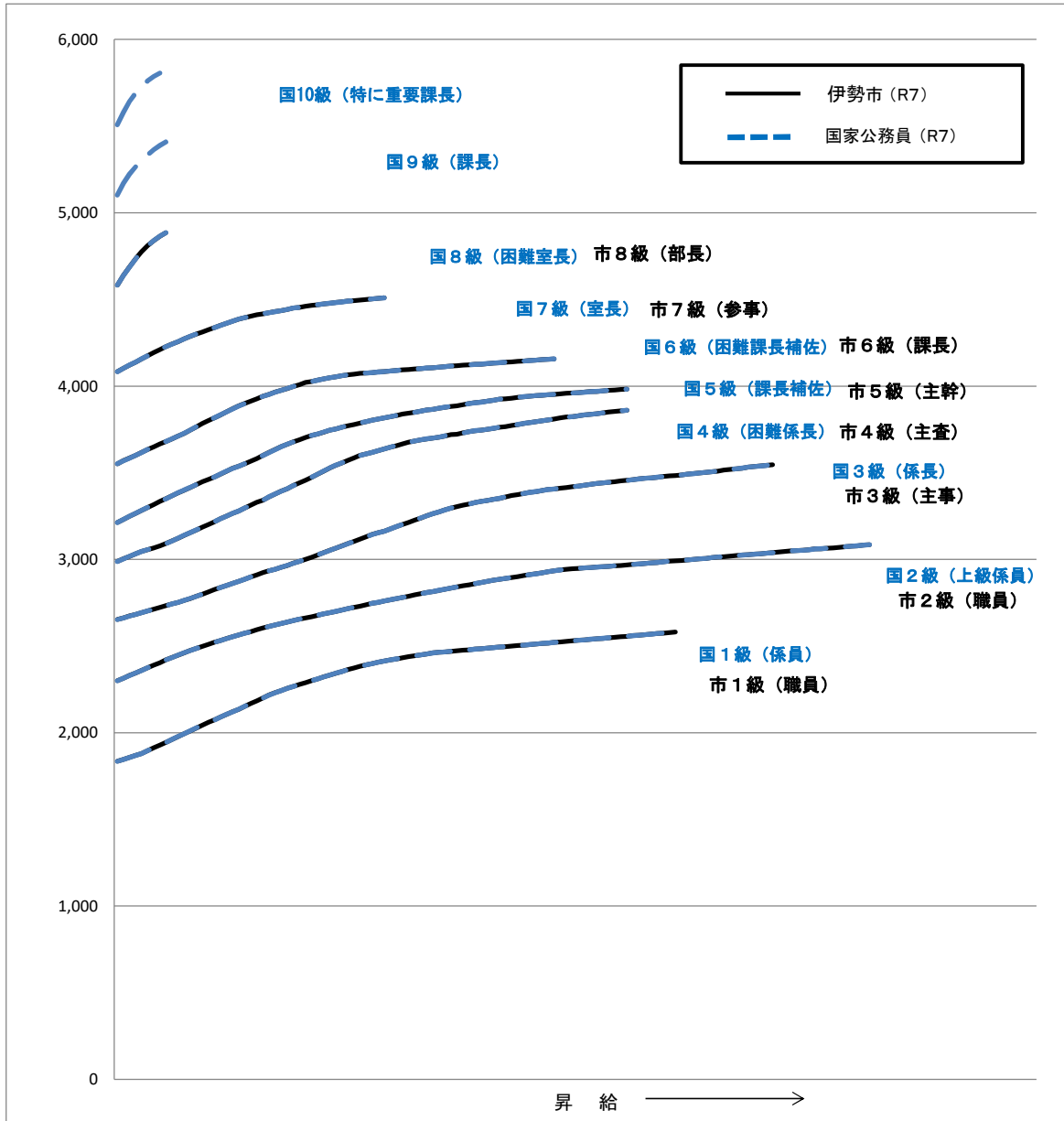
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	職員	51人	10.3%
2級	職員	75人	15.1%
3級	主事	111人	22.3%
4級	係長	97人	19.5%
5級	課長補佐	67人	13.5%
6級	課長	64人	12.9%
7級	次長	21人	4.2%
8級	部長	11人	2.2%
合計		497人	100.0%

- (注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 再任用職員及び定年延長対象者は除いています。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,513 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,775 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)		
1人当たり平均支給額(自己都合等)		2,592 千円	1人当たり平均支給額(自己都合等)		2,592 千円
(定年・応募認定)		21,121 千円	(定年・応募認定)		21,121 千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については令和6年度の状況を掲載しています。

3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		2,886 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		361 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都特別区 (20パーセント級地)	20 %	3 人	20 %
三重県津市 (5パーセント級地)	5 %	6 人	5 %
三重県伊勢市 (2パーセント級地)	2 %	1,020 人	2 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		26,229 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		38,235 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		32.2 %	
手当の種類(手当数)		10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査 ・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
児童発達支援センター勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・ごみ減量課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00～5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円
災害応急支援業務手当	全職員	災害対策基本法に規定する災害が発生した本市以外の地域に派遣されて行う応急対策に係る支援業務	日額 1,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	297,514 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	314 千円
支給実績(令和5年度決算)	311,800 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	358 千円

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 11,500円 ・配偶者 3,000円 (ただし、一般職給料表8級職員及び医療職給料表4級以上職員は支給無し) <ul style="list-style-type: none"> ・子・配偶者以外の扶養親族 6,500円 (ただし、一般職給料表8級職員は3,500円、医療職給料表4級以上職員は支給無し) ※16～22歳の子に対し5,000円加算	同じ		112,988 千円	256,790 円
住居手当	◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円	異なる	・支給対象となる家賃の下限 12,001円 (国 16,001円) ・手当の上限 27,000円 (国 28,000円)	45,433 千円	296,949 円
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額150,000円) 交通用具(自転車等)利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,600円 15～20km未満 9,000円 20～25km未満 10,400円 25～30km未満 11,800円 30～35km未満 13,200円 35～40km未満 14,600円 40～45km未満 15,900円 45～50km未満 17,700円 50～55km未満 19,500円 55～60km未満 21,300円 60km以上 23,100円	異なる	交通用具利用者 2km未満…支給無し 2～5km未満…2,000円 5～10km未満…4,200円 10～15km未満…7,100円 15～20km未満…10,000円 20～25km未満…12,900円 25～30km未満…15,800円 30～35km未満…18,700円 35～40km未満…21,600円 40～45km未満…24,400円 45～50km未満…26,200円 50～55km未満…28,000円 55～60km未満…29,800円 60km以上…31,600円	60,975 千円	75,371 円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		62,638 千円	497,130 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		29,768 千円	198,450 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円 	異なる	・給料月額に対する支給割合 8級(伊勢部長級) ・1種 117,500円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 7級(伊勢次長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円	67,824 千円	600,212 円
管理職員特別勤務手当	(管理職員が休日に勤務を命ぜられたとき) ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 (管理職員が休日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき) ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 (6時間超の場合は150/100を乗じる)	異なる	(休祝日) ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (休祝日以外の日) ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	8,653 千円	76,579 円

6 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円/ 686,000 円
	副 市 長	780,000 円	891,000 円/ 680,000 円
	教 育 長	678,000 円	円
報 酬	議 長	564,000 円	760,000 円/ 450,000 円
	副 議 長	506,000 円	670,000 円/ 400,000 円
	議 員	448,000 円	620,000 円/ 377,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分	・役職加算 20%
	副 市 長	4.60 月分	・役職加算 20%
	教 育 長	4.60 月分	・役職加算 20%
	議 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	・役職加算 20%
	副 議 長	3.45 月分	・役職加算 20%
	議 員	3.45 月分	・役職加算 20%
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 450/100×在職年数×給料月額	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎
	教 育 長	200/100×在職年数×給料月額	任期毎

7 職員数の状況

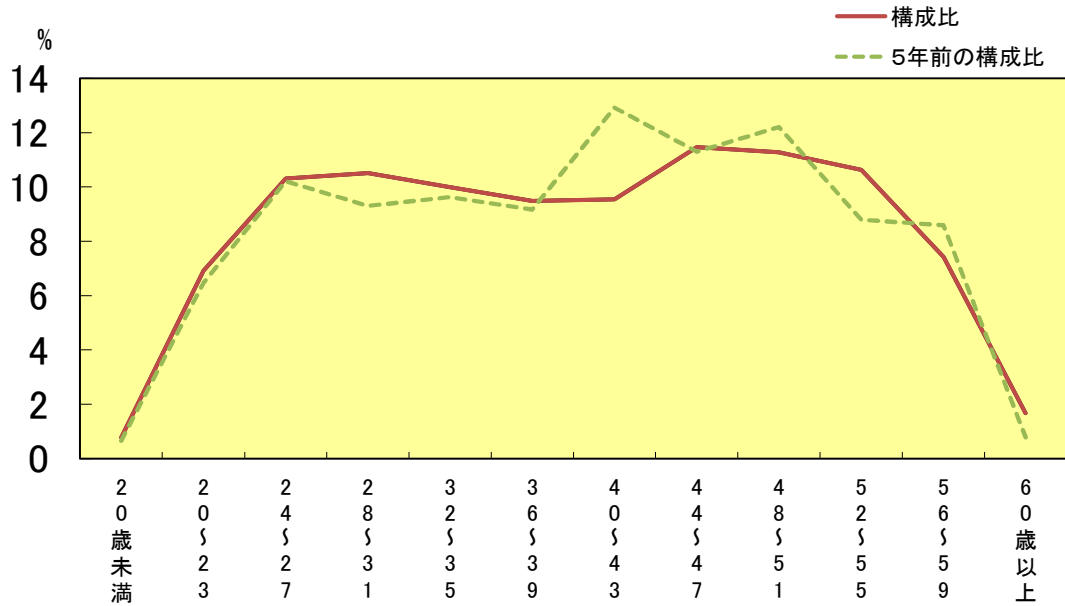
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和7年	令和6年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7 人	7 人	0 人	・選挙関係業務、保育所及び式年遷宮に向けた体制強化などによる増 ・定額減税対応体制終了及びごみ収集業務体制の見直し等に伴う減
	総 務	178 人	174 人	4 人	
	税 務	50 人	52 人	▲ 2 人	
	民 生	269 人	262 人	7 人	
	衛 生	59 人	62 人	▲ 3 人	
	労 働	2 人	2 人	0 人	
	農林水産	23 人	24 人	▲ 1 人	
	商 工 土 木	31 人 91 人	29 人 89 人	2 人 2 人	
	小 計	710 人	701 人	9 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.74人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 48.95人)
特 別 行 部 政 門	教 育	107 人	110 人	▲ 3 人	・学校業務員体制の見直しによる減 ・消防体制強化による増
	消 防	213 人	207 人	6 人	
	小 計	320 人	317 人	3 人	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	424 人	414 人	10 人	・診療体制の強化などによる増
	水 道	34 人	33 人	1 人	
	下 水 道	36 人	35 人	1 人	
	そ の 他	37 人	37 人	0 人	
	小 計	531 人	519 人	12 人	
合 計		1,561 人 [1,772] 人	1,537 人 [1,772] 人	24 人 [0] 人	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.34人

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。
2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	12人	108人	161人	164人	156人	148人	149人	179人	176人	166人	116人	26人	1,561人

(3) 職員数の推移

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	705人	709人	693人	687人	701人	710人	5人 (0.7%)
教育	111人	101人	105人	106人	110人	107人	▲4人 (▲3.6%)
消防	199人	199人	199人	200人	207人	213人	14人 (7.0%)
普通会計	1,015人	1,009人	997人	993人	1,018人	1,030人	15人 (1.5%)
公営企業等会計	533人	546人	541人	531人	519人	531人	▲2人 (▲0.4%)
総合計	1,548人	1,555人	1,538人	1,524人	1,537人	1,561人	13人 (0.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
6年度	千円 2,308,169	千円 215,508	千円 189,276	% 8.2	% 8.2

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費77,208千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	37人	千円 136,919	千円 26,777	千円 53,933	千円 217,629	千円 5,882	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(水道事業)	41.5 歳	335,862 円	513,139 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村水道事業)	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,458 千円				1,513 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~15%				・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、手当へ反映している。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)				定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合等)		0千円		1人当たり平均支給額 (自己都合等)		2,592千円	
(定年・応募認定)		18,963千円		(定年・応募認定)		21,121千円	

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
 2 1人当たりの平均支給額については令和6年度の状況を掲載しています。
 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			0 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般会計の制度(支給割合)
三重県伊勢市 (2パーセント級地)	2 %	38 人	2 %

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		1,380 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		60,017 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		62.2 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
		土地、建築物の取得、物件の移転、損失補償に係る被補償者等との交渉事務に従事した場合	日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の工事、点検、検査に従事した場合	日額 300円
		特種現場(高所、深所)の業務に従事した場合	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	水源地に勤務する職員が、正規の勤務時間を休日、早番、遅番に割り振られ従事した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、溝渠の清掃、処分の作業に従事した場合	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	18,839 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	580 千円
支給実績(令和5年度決算)	10,832 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	328 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	4,455 千円	212,143 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	1,275 千円	283,333 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	2,820 千円	80,571 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	2,052 千円	586,286 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	411 千円	410,700 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
6年度	3,637,980	282,519	153,531	4.2	4.0

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 128,573千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	
6年度	36人	145,625	15,011	58,928	219,564	6,099	6,187

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(下水道事業)	42.7 歳	346,325 円	527,698 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村下水道事業)	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,637 千円				1,513 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、手当へ反映している。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

伊 勢 市(下水道事業)			伊 勢 市(一般会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)			定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合等)	0千円	1人当たり平均支給額	(自己都合等)	2,592千円
	(定年・応募認定)	0千円		(定年・応募認定)	21,121千円

- (注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
 2 1人当たりの平均支給額については令和6年度の状況を掲載しています。
 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般会計の制度(支給割合)
三重県伊勢市 (2パーセント級地)	2 %	36 人	2 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		32 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		3,706 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		23.6 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務に従事した場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
		土地、建築物の取得、物件の移転、損失補償に係る被補償者等との交渉事務に従事した場合	日額 400円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事作業に従事したとき	一回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の工事、点検、検査に従事した場合	日額 300円
		特殊現場(高所、深所)の業務に従事した場合	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、溝渠の清掃、処分の作業に従事した場合	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事した場合	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	6,290 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	213 千円
支給実績(令和5年度決算)	8,028 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	272 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	5,686 千円	258,432 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	2,221 千円	296,080 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	3,240 千円	92,578 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	3,228 千円	586,909 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	0 千円	0 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
6年度	千円 9,010,079	千円 ▲ 557,387	千円 4,638,303	% 51.5	% 50.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 412人	千円 1,580,804	千円 796,112	千円 663,555	千円 3,040,471	千円 7,380	千円 7,465

- (注) 1 職員手当には退職手当、退職手当組合負担金及び児童手当を含みません。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
伊勢市 (病院事業)	医師	41.1 歳	567,322 円	1,419,519 円
	看護師	38.6 歳	319,929 円	468,525 円
	事務職	41.0 歳	336,052 円	496,774 円
事業者	60.0 歳		989,880 円	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊勢市(病院事業)				伊勢市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,601 千円				1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,513 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
2.50 月分	2.10 月分			2.50 月分	2.10 月分		
(1.40) 月分	(1.00) 月分			(1.40) 月分	(1.00) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~15%				・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から勤務評定を実施し、経営推進部職員等を対象に手当へ反映している。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

伊勢市(病院事業)				伊勢市(一般会計)			
(支給率)	自己都合	勤奨・定年		(支給率)	自己都合	勤奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)				定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)			
1人当たり平均支給額 (自己都合)		971千円		1人当たり平均支給額 (自己都合等)		2,592千円	
(定年・応募認定)		18,037千円		(定年・応募認定)		21,121千円	

- (注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧三町村職員以外の職員について記載しています。
 2 1人当たりの平均支給額については令和6年度の状況を掲載しています。
 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		51,141 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		929,836 円	
支給対象	支給割合	支給対象職員数	一般会計の制度(支給割合)
医師・歯科医師	16 %	55 人	—
上記以外の職員	2 %	369 人	2 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		384,898 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		931,956 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		16種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師(研修医を除く。) 研修医	月額 200,000円 月額 100,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	院長 副院長 医療部長、救急センター長、健診センター長、医療技術部長及び薬剤部長 科部長及び科副部長 医長及び医員 研修医	月額 170,000円 月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円 月額 30,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師 医学の調査及び研究に従事する研修医	月額 180,000円 月額 120,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、手術、人工透析業務に従事した場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、一般技術員、栄養士及び看護補助者	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護等手当	助産師、看護師及び准看護師、診療放射線技師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は、勤務1回につき6,850円。ただし、勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合は、勤務1回につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 深夜の勤務時間が4時間以上勤務1回 3,550円 (2) 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満勤務1回 3,300円 (3) 深夜の勤務時間が2時間未満勤務1回 2,200円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅等で待機をした場合	待機1回につき、3,000円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連携して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当番日における当直中に救急患者の外来診療に従事した場合	患者1人につき2,000円。 救急外来診療後、引き続き当該救急患者の入院診療に従事した場合、患者1人につき5,000円。ただし、研修医にあつては、患者1人につき1,000円。
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円
災害応急支援業務	職員	国等からの要請により災害発生地域に派遣された職員が、災害応急支援に係る業務に従事した場合	日額 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	201,883 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	516 千円
支給実績(令和5年度決算)	206,644 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	496 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			37,352 千円	252,378 円
住居手当	一般会計に同じ			28,431 千円	309,033 円
通勤手当	一般会計に同じ			25,127 千円	78,522 円
管理職手当	・院長・副院長 146,400円 ・医師部長級 90,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ	異なる	・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢院長、副院長、 医師部長級) ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) ・1種 117,500円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円	19,987 千円	908,500 円
管理職員特別勤務手当	・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ	同じ		285 千円	12,955 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			33,083 千円	194,606 円
宿日直手当	・医師 1回 平日22,500円 休日28,500円 月3回以上34,500円 ・初期研修医 1回 22,500円 ・その他職員 1回 6,400円	異なる	・医師 1回 22,500円 ・その他病院職員 1回 6,400円	13,407 千円	248,278 円

○ 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 勤務時間休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ① 年次有給休暇：1年（暦年）当たり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ② 病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③ 特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④ 介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

○ 休業の状況

(1) 育児休業の状況（令和7年4月1日現在）

区分	育児休業	部分休業
一般行政など	23	8
教育	2	0
病院	15	3
消防	6	0
合計	46	11

○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和6年度）

区分	免職	降任	休職	合計
一般行政など	0	0	27	27
教育	0	0	1	1
病院	0	0	0	0
消防	0	0	0	0
合計	0	0	28	28

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
一般行政など	0	0	1	0	1
教育	0	0	0	0	0
病院	0	0	0	0	0
消防	0	0	1	0	1
合計	0	0	2	0	2

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

○ 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

○ 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

○ 職員の研修の状況

(1) 研修実施状況（令和6年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
令和6年度新規採用職員研修	46	5
令和6年度新規採用職員研修（総合案内研修）	22	1
コンプライアンス研修（新規採用職員）	26	1
コンプライアンス研修（主事・一般級）	251	1
コンプライアンス研修（課長補佐・係長級）	202	1
コンプライアンス研修（管理職）	110	1
課長研修（著作権研修）	66	1
課長研修（公益通報研修）	64	1
女性活躍推進研修（課長級職員）【動画視聴研修】	85	-
課長研修（議会議決・契約）	66	1
新任係長級研修(人事評価者研修)	22	1
新任係長級研修(財務研修)	28	1
令和4、5年度新規採用職員研修（手話研修）	42	1
令和3年度新規採用職員研修（法制執務研修）	24	1
令和2年度新規採用職員研修（消防体験研修）	19	1
課題解決力向上研修	15	4
副主任研修	2	1
ハラスメント防止研修（苦情相談員・防止推進員等向け）	90	1
ハラスメント防止研修（課長補佐級以下職員向け）【動画視聴研修】	400	-
会計支払事務研修	97	1
庶務事務出前研修	49	1
コミュニケーション研修	67	1
人材育成カレッジ	671	42
計	2,464	-

②派遣研修

派 遣 先	派遣人数
市町村アカデミー	2
国際文化アカデミー	1
日本経営協会（NOMA）	67
市町総合事務組合	107
その他研修	5
合 計	182

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (令和6年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等に係る経費の一部を助成しています。	8,897千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

○ 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は、給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（令和6年度実績）

業務の種類別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市告示第 46 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、令和 8 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

令和 8 年 4 月 1 日（水曜日）から同月 30 日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 47 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、令和 8 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

令和 8 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和8年3月19日

伊勢市教育委員会
教育長 小林 貴法

記

- 1 日 時 令和8年3月26日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件

議案第16号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について

議案第17号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について

議案第18号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の廃止について

議案第19号 令和8年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について

議案第20号 伊勢市人権教育基本方針の改定について

伊勢市公告第12号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和8年3月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留をした犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市上野町	柴犬	黒茶	雄	小	成犬	

2 抑留した日 令和8年3月13日

3 抑留期限 令和8年3月23日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 13 号

伊勢市地域計画を策定し、又は変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該計画の案を公告の日から 2 週間縦覧に供します。

当該計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域計画を定め、又は変更しようとする地域
 - (1) 伊勢市地域計画を定めようとする地域
小俣町明野、小俣町元町・相合・東新村、小俣町宮前、小俣町湯田、小俣町西新村、西豊浜町小川区、村松町及び御菌町上條
 - (2) 伊勢市地域計画を変更しようとする地域
磯町

- 2 縦覧期間
自 令和 8 年 3 月 17 日
至 令和 8 年 3 月 30 日

- 3 伊勢市地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先
伊勢市産業観光部 農林水産課
郵送 〒516-8601
伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課
T E L 0596-21-5645
F A X 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

4 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

伊勢市公告第 14 号

公 示 送 達

下記の者の令和 7 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 8 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 15 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 8 年 3 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第16号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和8年3月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留をした犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市宇治浦 田1丁目	雑種	白茶	雌	中	成犬	赤色の首輪

2 抑留した日 令和8年3月23日

3 抑留期限 令和8年3月30日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 17 号

伊勢市観光振興基本計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 8 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部観光振興課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 18 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項及び同条第 5 項の規定により、次のとおり伊勢市地域計画を策定し、又は変更したので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 8 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域計画を定め、又は変更した地域
 - (1) 伊勢市地域計画を定めた地域
小俣町明野、小俣町元町・相合・東新村、小俣町宮前、小俣町湯田、小俣町西新村、西豊浜町小川区、村松町及び御菌町上條
 - (2) 伊勢市地域計画を変更した地域
磯町

- 2 「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備えて置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 19 号

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 8 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 20 号

第 3 期伊勢市健康づくり指針～伊勢市健康増進計画～を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 8 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市教育委員会公告第2号

伊勢市人権教育基本方針を改定しましたので、次のとおり当該基本方針を公表します。

令和8年3月31日

伊勢市教育委員会
教育長 小林 貴法

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局学校教育課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和8年3月25日

伊勢市監査委員	檜	山	高	知
伊勢市監査委員	中	井		豊
伊勢市監査委員	宮	崎		誠

令和 7 年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監査の対象及び実施日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	2 頁
4	監 査 の 着 眼 点	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	3 頁
6	監査委員の交代及び除斥	3 頁
7	監 査 の 結 果	3 頁
	(1) 全ての部署で注意を要する事項	3 頁
	(2) 各部署に個別に認められた事項	
	検 査 室	4 頁
	総 務 部	4 頁
	危機管理部	5 頁
	情報戦略局	5 頁
	資産経営部	6 頁
	環境生活部	6 頁
	健康福祉部	7 頁
	産業観光部	9 頁
	都市整備部	9 頁
	総合支所	11 頁
	会計課	11 頁
	議会事務局	11 頁
	選挙管理委員会事務局	11 頁
	監査委員事務局	12 頁
	農業委員会事務局	12 頁
	市立伊勢総合病院	12 頁
	上下水道部	12 頁
	教育委員会事務局	13 頁
	消防本部(署)	15 頁
8	む す び	15 頁
9	工 事 監 査	15 頁

令和7年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和8年3月25日

伊勢市監査委員 檜山高知
 伊勢市監査委員 中井豊
 伊勢市監査委員 宮崎誠

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査及び同条第2項に基づく行政監査

2 監査の対象及び実施日

実施日	対 象 箇 所
令和7年10月10日	契約課 営繕課 秘書課 財政課
令和7年10月14日	資産経営課 職員課 検査室 収納推進課
令和7年10月15日	城田支所 沼木支所 豊浜支所 北浜支所
令和7年10月16日	四郷支所 宮本支所 浜郷支所 神社支所 大湊支所
令和7年10月27日	企画調整課 広報広聴課 デジタル政策課 文化政策課
令和7年10月28日	市立伊勢総合病院 危機管理課
令和7年10月29日	会計課 課税課
令和7年10月30日	ごみ減量課 市民交流課 人権政策課 総務課
令和7年10月31日	戸籍住民課 医療保険課
令和7年11月4日	介護保険課 生活支援課 福祉総務課 福祉監査室
令和7年11月5日	健康課 こども発達支援室 福祉総合支援センター 駅前子育て支援センター
令和7年11月6日	子育て応援課 保育課 高齢・障がい福祉課 環境課

実施日	対 象 箇 所
令和7年11月11日	ふたみ保育園 保育所きらら館
令和7年11月12日	商工労政課 農林水産課 農業委員会事務局 議会事務局
令和7年11月13日	観光振興課 観光誘客課 監査委員事務局
令和8年1月13日	維持課 用地課 住宅政策課
令和8年1月14日	御園総合支所生活福祉課 選挙管理委員会事務局 二見総合支所生活福祉課
令和8年1月15日	監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課
令和8年1月19日	教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 教育メディア課
令和8年1月26日	消防本部 教育研究所 小俣総合支所生活福祉課
令和8年1月27日	社会教育課 スポーツ課
令和8年1月28日	工事監査（伊勢フットボールヴィレッジAピッチ人工芝張替工事）
令和8年1月29日	水道事業 下水道事業
令和8年2月2日	明倫小学校 宮山小学校 港中学校 浜郷小学校
令和8年2月3日	豊浜西小学校 豊浜東小学校 明野小学校 明野幼稚園
令和8年2月5日	中島小学校 城田中学校 桜浜中学校 厚生中学校

3 監査の範囲

令和7年度9月末まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入及び支出に係る会計処理、契約事務、現金等の保管及び公有財産の管理は適正に行われているか、個人情報管理及び職員の時外勤務の管理は適正になされているか、前年度定期監査で指摘または意見を述べた事項が是正または検討されているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、関係職員から説明を聴き取り、質疑を行ったほか、関係文書の閲覧及び諸帳簿と証書類の照合を行った。また、決算審査及び出納検査の結果も踏まえ、監査を実施した。

工事監査については、令和7年度に施工している工事の内から1件を抽出し、技術士による調査を実施した。

6 監査委員の交代及び除斥

市議会議員の内から選任された委員として、令和7年11月26日までは中村 功委員が、令和7年12月9日からは宮崎 誠委員が監査を行った。

また、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費に関する監査については議員選任の監査委員を除斥とした。

7 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね事務が法令に適合し、正確に行われ、効率化に努めていることがうかがえた。同様にその組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

詳細については次に述べるとおりである。

なお、簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

(1) 全ての部署で注意を要する事項

以下は、複数の部署で認められた事例及び複数の部署に関連する事項であり、事務の執行にあたっては、全ての部署で注意をお願いしたい。

- ① 事務誤りについて、基礎的な知識が不足していると思われる事例が散見される。上席職員や先輩職員による適切な指導に努めていただきたい。特に、新規就任者や新規採用職員が正しく事務を理解し、習得できるよう丁寧な指導をお願いしたい。
- ② 政府契約の支払遅延防止等に関する法律では、支払時期が書面により明らかでない場合の支払期限は、相手方が支払請求をした日から15日以内とみなすとされている。相手方の合意を得た上で、15日を超えて支払っている事例が多数認められたが、法の趣旨を鑑みると適切でない。改善に努められたい。
- ③ 財政状況が厳しさを増す中、人件費や物価の上昇が続いており、これまでどおりの政策実施が困難になることが想定される。目標設定を行い、効果の事前想定と成果検証に基づく事業の見直しを図っていただきたい。
- ④ 物価高騰による維持管理費の増加が懸念される。継続したコスト削減に努めつつ、受益者負担の適正化についての検証を行い、サービス提供の安定維持と公平性の確保に努めていただきたい。

- ⑤ 時間外勤務について、大幅に増加した部署や規則で定める上限を超過している職員が複数の部署で認められた。恒常的な長時間勤務は職員の健康や事務効率に悪影響を及ぼし、さらには事故発生にもつながることが懸念される。人員配置や事務分担の改善を検討されたい。
- ⑥ 随意契約は、競争原理が働きにくいいため、入札に比し一層の透明性が求められる。予定価格の決定に際しては、明確な積算根拠を示し、説明責任を果たせるようお願いしたい。

(2) 各部署に個別に認められた事項

検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 課税課 収納推進課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。
なお、課税課及び収納推進課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【総務課】

(指摘事項)

- ① 時間外勤務について、規則に規定する時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を超過している職員が複数見られ、健康面が危惧される。業務改善などを図り、削減に努められたい。

(意見)

- ① 情報管理について、事故等の状況を把握し、管理統轄する部署が必要と考えるので検討いただきたい。

【職員課】

(指摘事項)

- ① 時間外勤務について、規則に規定する時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を超過している職員が複数見られ、健康面が危惧される。業務改善などを図り、削減に努められたい。

(意見)

- ① 職員の働き方改革などを目的として、全国的に窓口業務の時間短縮を行う自治体が増

えてきている。今後、検討される場合は、関係部署と連携を図り、市民サービスへの影響に配慮して進めていただきたい。

危機管理部

危機管理課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

情報戦略局

秘書課 デジタル政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課 文化政策課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見については次に述べるとおりである。

なお、秘書課、広報広聴課及び文化政策課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【デジタル政策課】

(意見)

- ① 伊勢市デジタル行政推進ビジョンに基づくアクションプランの令和6年度実績については、全体としてはおおむね目標を達成しており、着実な取組みが進められていると認められる。今後、市民サービスのさらなる向上を図るためには、DXを効果的に進めることが求められる。中核を担う人材の育成に継続的に取り組むとともに、職員のデジタルデバインド解消に向けた取組みも必要と考えるので、配慮いただきたい。

【企画調整課】

(意見)

- ① 財政状況の厳しさが増す中、歳入確保の強化は喫緊の課題である。ふるさと応援寄付金について、返礼品の検討や委託先の幅広い選定など、抜本的な見直しを含めて検討いただきたい。

【財政課】

(意見)

- ① 財政状況の厳しさが増す中、安定運営のために苦心してもらっている。財政状況の現状や将来の見通しについて、予算編成時に通知されているが、課題への当事者意識を一段と促し、さらなる業務改善と意識改革をお願いしたい。
- ② 予算執行に関する研修を実施しているが、期限までに支払われていない事例が継続的

に発生している。適正な事務処理のため、研修内容のさらなる充実に努めてもらいたい。

資 産 経 営 部

資産経営課 契約課 営繕課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見は次に述べるとおりである。

なお、営繕課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【資産経営課】

(意見)

- ① 避難施設である旧学校施設について、老朽化が進み、大規模修繕が必要となった際の方針を、施設類型別計画に基き、関係部署とともに検討いただきたい。
- ② 類似施設間における使用料の設定に相違が見受けられる。物価高騰により施設の維持管理費が増加している中、安全な施設を継続して提供し、利用者の公平性を確保するため、利用者の負担と市の負担とのバランスを考慮したうえで、全庁的かつ統一的な見直しを検討いただきたい。

【契約課】

(意見)

- ① 随意契約について、透明性確保のため、相手方の選定理由に関し、一層の厳格な確認をお願いしたい。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 ごみ減量課 支所（9箇所）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、戸籍住民課、人権政策課及び環境課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【市民交流課】

(指摘事項)

- ① 委託料について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員が支払うべき期限の認識を誤ったことが要因である。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。

(意見)

- ① 出会い支援センターについて、既存の委託事業者の活用状況や広域での実施の可能性を踏まえ、費用対効果を十分に検証し、効果的な運営方法や事業のあり方を検討いただきたい。
- ② 男女共同参画映画祭について、高齢者の参加が多いように思われる。学校などでの出前放映など、若年層への啓発強化もお願いしたい。

【ごみ減量課】

(意見)

- ① ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入しているが、アプリ名称の由来である3R（リデュース・リユース・リサイクル）が、市が目指すごみ減量化の基本方針であることをわかりやすく周知し、市民への啓発につなげていただきたい。

【支所（9箇所）】

(意見)

- ① 支所危機管理対応マニュアルについて、周知が不十分である。また、内容や文言の見直しも必要と考える部分がある。検討いただきたい。
- ② 募金に関しては、リスク軽減の観点から、現金の取扱いを極力控えるよう検討いただきたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 生活支援課
福祉総務課 福祉総合支援センター 子育て応援課 保育課 こども発達支援室
福祉監査室 保育所（3園） 駅前子育て支援センター

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、介護保険課、生活支援課、こども発達支援室、福祉監査室、保育所（3園）及び駅前子育て支援センターについては、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【健康課】

(指摘事項)

- ① 前年度分の助成金を当年度予算で支出した事例が生じている。事務ミスに起因するも

のであり、今一度、事務処理の手順を見直し、再発防止に努められたい。

【医療保険課】

(意見)

- ① おくやみコーナーについて、希望日時の予約が難しい状況が続いている。利用状況に応じ、複数利用者の同時対応ができるよう検討いただきたい。

【高齢・障がい福祉課】

(指摘事項)

- ① 支払処理や事務処理を失念した事例が複数生じている。市の信頼を失墜させるものである。要因となった書類管理やチェック体制の不備を見直し、再発防止に努められたい。

(意見)

- ① 個別避難計画の策定を進めてもらっているところである。計画策定後は、自治会が実施する避難訓練を通じて計画を実施・検証し、必要に応じた見直しをお願いしたい。

【福祉総務課】

(指摘事項)

- ① 工事代金について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員が支払うべき期限の認識を誤ったことが要因である。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。

【福祉総合支援センター】

(意見)

- ① 認知症の方やその家族が交流し、不安や悩みを気軽に相談できる場を提供するオレンジカフェ事業を実施している。必要とする方がより参加しやすくなるよう、周知方法の充実や開催方法の工夫に努めていただきたい。

【子育て応援課】

(意見)

- ① 放課後児童クラブに関して、利用料金制度の早期改善や、地域により相違が認められる設置場所及び利用可能な学年の見直しについて、検討をお願いしたい。

【保育課】

(意見)

- ① 人口減少が進む中、公立と私立保育所が競合することで保育サービスの低下につながるよう、役割分担などを検討いただきたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行わ

れていると認められた。

指摘事項及び意見は次に述べるとおりである。

なお、観光誘客課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【商工労政課】

(指摘事項)

- ① 研修参加負担金について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員の支払い手続きの認識誤りが要因である。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。

【農林水産課】

(指摘事項)

- ① 事務補助を行っている団体の経理において、支出理由の記載がない事例が認められた。用途の公益性確認のため必要と考える。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努められたい。

【観光振興課】

(指摘事項)

- ① 時間外勤務について、規則に規定する時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を超過している職員が複数見られ、健康面が危惧される。業務改善などを図り、削減に努められたい。
- ② 事務補助を行っている団体の経理において、変更手続きを経ずに、契約額と異なる金額での支出を行った事例が認められた。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努められたい。

(意見)

- ① 手荷物預かり所業務委託の収入金について、早期の改善をお願いしたい。
- ② 部署で保有する切手が、2年間使用されていない。他部署への譲渡も含め、市としての有効活用を検討いただきたい。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課
住宅政策課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、都市計画課、基盤整備課及び用地課については、指摘事項及び意見は、特に認めら

れなかった。

【監理課】

(指摘事項)

- ① 事務補助を行っている団体の経理書類に不備が認められた。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努められたい。

(意見)

- ① 自治会等からの要望等について、部署内での管理はされているが、相手方に進捗状況等を定期的に伝えることで、安心感や信頼感の構築につながると思われるので、一考いただきたい。

【交通政策課】

(指摘事項)

- ① 事務補助を行っている団体の経理について、合計金額の不記載や検収及び検査を実施した旨の記録がない等、適切に行われていない事例が認められた。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内でのチェックを厳にし、適切な事務処理に努められたい。

【維持課】

(指摘事項)

- ① 公園等使用料減免について、適用条項が不適切と思われる事例が認められた。適正な事務処理に努められたい。

(意見)

- ① 少額の剪定業務の委託先に一定の偏りが認められる。緊急対応のため、対応可能な事業者を選定する必要があることは理解するが、一考いただきたい。

【住宅政策課】

(指摘事項)

- ① 手書き領収書について、書損処理がされていない等、不適切な取扱いが認められた。部署内での指導や異動時の引継ぎを確実にし、適切に処理されたい。

総合支所

二見総合支所生活福祉課 小俣総合支所生活福祉課 御園総合支所生活福祉課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項については次に述べるとおりである。

なお、御園総合支所生活福祉課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【二見総合支所生活福祉課】

(指摘事項)

- ① 修繕工事代金について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員が支払うべき期限の認識を誤ったことが要因である。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。

【小俣総合支所生活福祉課】

(指摘事項)

- ① 駐車場整備工事の代金が、期限までに支払われていない事例が生じている。職員の認識誤りが要因である。改めて職員全員に周知すると共に、部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。

会 計 課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

(意見)

- ① 市全体において、支払事務の誤りが継続して生じている。職員の知識や危機意識の欠如が主な要因である。出納を統轄する部署として継続した指導をお願いしたい。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見は特に認められなかった。

監 査 委 員 事 務 局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

(意見)

- ① 提出された監査資料について、印字の薄さや不適切なページ設定、縮小印刷などにより判別が困難な事例、また、記載方法が統一されていない事例が認められた。適正な監査実施のため、十分な確認と調整をお願いしたい。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
意見については次に述べるとおりである。

(意見)

- ① 違反転用について、通知にて指導してもらっているが、より実効性が高まるような取組みについても検討いただきたい。

市立伊勢総合病院

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

(指摘事項)

- ① 医療機器の保守点検業務委託について、点検回数が契約書で認識できない事例が認められた。業務の適切な実施のため、改善されたい。

(意見)

- ① 看護師の定着と継続的な雇用を図るため、SNS など、若年層の利用率が高い媒体の利用も検討いただきたい。

上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

※監査実施時点では、機構改革により上下水道総務課、料金課、給排水サービス課、上水道課及び下水道課を対象として監査を行った。

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見は特に認められなかった。

教育委員会事務局

教育総務課 学校施設整備課 学校教育課 教育メディア課 社会教育課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

なお、学校施設整備課及び社会教育課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

【教育総務課】

（指摘事項）

- ① 印刷機の賃借料について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員の事務処理が遅れたことが要因である。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。また、学校においても、消耗品等の支払いが期限までに行われていない事例が生じている。各学校への指導を徹底し、再発防止に努められたい。

（意見）

- ① 生徒の通学バスについて、運転手の認識不足を要因とする駐車場の誤りが生じている。事故の危険性を内包するものであり、受託者への適切な指導をお願いしたい。また、業務体制に係る仕様の見直しについても検討いただきたい。
- ② 事故等に伴う顛末書については、原因や現状のルール、事故への対応や本人への指導内容、再発防止策等の記載が必要と考えるので、検討いただきたい。

【学校教育課】

（指摘事項）

- ① 事務補助を行っている団体の経理書類に不備が認められた。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努められたい。

（意見）

- ① 児童への対応が多様化する中、適切な教育実施のため、教員に対する、さらなる研修の充実を検討いただきたい。
- ② 通学路に係る危険箇所の把握と改善に努めてもらっているところであるが、さらなる安全確保のため、関係機関と情報共有及び連携し、対応を進めていただきたい。

【教育メディア課】

（指摘事項）

- ① 伊勢市教育用コンピュータ調査委員会終了後、速やかに処理すべき委員報酬の支払いを失念していた事例が生じている。部署内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。

(意見)

- ① 個人が所有する機器の使用禁止等、学校における USB メモリの使用ルールについて、引き続き各学校へ指導いただきたい。

【スポーツ課】

(指摘事項)

- ① 事務補助を行っている団体の経理について、支出、収入や戻入処理が適切に行われていない事例が認められた。市の会計審査を経ないものであるため、事務局担当部署内での確認を厳にし、適切な事務処理に努められたい。

【教育研究所】

(意見)

- ① 緊急支援員について、人員の課題はあると認識するが、早期に配置することで、学校の負担を軽減するとともに、教育の充実にもつながると考えるので、検討いただきたい。

【小中学校（小学校7校、中学校4校）及び明野幼稚園】

(指摘事項)

- ① 消耗品及びコピーカウンター料について、期限までに支払われていない事例が生じている。職員間の情報共有不足等が要因である。教育委員会事務局と連携するとともに、校内での確認を厳にし、再発防止に努められたい。

(意見)

- ① 鍵の管理について、誤って持ち帰った際に確認ができるよう帳簿管理を行う等、検討いただきたい。
- ② 個人が所有する USB メモリの使用状況について、把握が不十分であると思われる。個人情報紛失につながることはないよう、教育委員会事務局と連携し、適切な取扱いに努めていただきたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

意見については次に述べるとおりである。

(意見)

- ① 映像通報について、市民への周知が充分でないと思われる。円滑な対応につながるよう制度の周知をお願いしたい。

8 むすび

今年度の定期監査においては、例年同様、事務ミスや支払遅延、委託事業の監督不足が認められた。職員個人が関係法令や事業目的を理解して業務に臨むとともに、事務処理体制の点検や職員間の情報共有など、組織としての内部統制強化をお願いしたい。

次に、時間外勤務が、極めて多い部署が複数認められたが、恒常的な長時間勤務は職員の健康や事務効率に悪影響を及ぼし、事故発生のリスクを高めることが懸念される。適正な人員配置や事務分担の改善を検討し、職員の働き方を改善する取組みをお願いしたい。

最後に、財政状況が厳しさを増す中、少子高齢化や物価高騰などに対応するため、「最少の経費で最大の効果」を発揮する事業運営が一層求められる。目標設定・事前想定・成果検証を踏まえた事業の見直しを進め、市民サービスの向上に努めていただくことを望むものである。

9 工事監査

1 実施日及び対象工事等

実施日	対 象 工 事	所 管 課
令和8年1月28日	伊勢フットボールヴィレッジAピッチ人工芝張替工事	(発注課) スポーツ課 (工事監督課) 基盤整備課

2 監査の方法

令和7年度施行の工事のうち、設計金額が300万円以上かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人大阪技術振興協会所属の技術士による調査を実施した。

3 監査の結果

工事の執行については、計画、設計、積算、入札・契約及び施工は関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

指摘事項及び意見は特に認められなかった。

4 工事概要

ア 工事名

伊勢フットボールヴィレッジAピッチ人工芝張替工事

イ	工事場所	伊勢市朝熊町地内
ウ	工事内容	人工芝張り工 8,970 m ²
エ	請負業者	株式会社西邦建設
オ	現場代理人	一級土木施工管理技士
カ	監理技術者	一級土木施工管理技士
キ	設計金額	159,989,500 円 (税込)
ク	予定価格	159,989,500 円 (税込) ※事後公表
ケ	最低制限価格	143,990,000 円 (税込) ※事後公表
コ	請負金額	154,737,000 円 (税込)
サ	落札率	96.7%
シ	工事期間	令和7年10月7日から令和8年2月27日まで
ス	工事進捗状況	計画出来高：65.5%、実施出来高：99.5%
セ	公告日	令和7年7月7日
ソ	入札年月日	令和7年8月5日
タ	契約年月日	令和7年10月7日
チ	入札方法	要件付一般競争入札
ツ	補助金等	スポーツ振興くじ助成金、地域活性化事業債
テ	履行保証	東日本建設業保証株式会社

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和8年3月25日

伊勢市監査委員	檜	山	高	知
伊勢市監査委員	中	井		豊
伊勢市監査委員	宮	崎		誠

令和 7 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1 監 査 の 種 類	1 頁
2 監査の対象及び実施日	1 頁
3 監 査 の 範 囲	1 頁
4 監 査 の 着 眼 点	2 頁
5 監 査 の 実 施 内 容	2 頁
6 監 査 委 員 の 除 斥	2 頁
7 監 査 の 結 果	2 頁
(1) 財政援助団体に対する監査	2 頁
○厚生地区まちづくりの会（実地監査）		
○東大淀地区まちづくり協議会（書面監査）		
○宮山まちづくりの会（書面監査）		
○有絹まちづくり協議会（書面監査）		
○早修ふるさと未来 NAVI（書面監査）		
(2) 公の施設の指定管理者に対する監査	3 頁
特定非営利活動法人 まなびの広場	3 頁
8 む す び	5 頁

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和8年3月25日

伊勢市監査委員 檜山 高知
伊勢市監査委員 中井 豊
伊勢市監査委員 宮崎 誠

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象及び実施日

(1) 財政援助団体に対する監査

実施日等	対象団体	所管課
令和8年2月18日	厚生地区まちづくりの会	市民交流課
書面監査	東大淀地区まちづくり協議会	
	宮山まちづくりの会	
	有絹まちづくり協議会	
	早修ふるさと未来 NAVI	

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

実施日	対象団体（施設名）	所管課
令和8年2月18日	特定非営利活動法人 まなびの広場 （伊勢市生涯学習センター）	社会教育課

3 監査の範囲

令和6年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体に対する監査

補助金等の算定、交付方法、手続が適正か、事業が目的どおり実施され効果を上げているか、証拠書類の整備・保存や所管課の指導監督が適切かなどを着眼点として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定が適正か、協定書の必要事項が適切に記載されているか、施設が協定等のおりに管理されているか、会計事務が適正か、所管課の指導監督が適切かなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

なお、東大淀地区まちづくり協議会、宮山まちづくりの会、有絹まちづくり協議会及び早修ふるさと未来 NAVI については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

6 監査委員の除斥

地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、伊勢市生涯学習センターの指定管理者に対する監査については中井委員を除斥とした。

7 監査の結果

(1) 財政援助団体に対する監査

ア 事業の内容

まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付している。今年度の監査対象団体への交付金額は以下のとおりである。

(単位：円)

	団体名称	事務運営費	活動事業費 ※1	広報紙配布 等協力金	合計
①	厚生地区まちづくりの会	1,800,000	3,852,750	8,315,000	13,967,750
②	東大淀地区まちづくり協議会	1,800,000	2,295,420	3,084,000	7,179,420
③	宮山まちづくりの会	1,800,000	3,102,950	4,634,600	9,537,550
④	有絹まちづくり協議会	1,800,000	3,493,300	8,964,400	14,257,700
⑤	早修ふるさと未来 NAVI	1,200,000	900,000	0	2,100,000

※1 基本額、世帯割額及び臨時特例分

※2 ①の事務運営費の収支決算の余剰金 9,376 円及び活動事業費の余剰金 5,820 円と
②の事務運営費の収支決算の余剰金 9,791 円は翌年度に繰り越し、①の活動事業費

(臨時特例分)の余剰金 37,460 円及び活動事業基金の余剰金等 150,814 円と②の活動事業費(臨時特例分)の余剰金 11,227 円、④の事務運営費の余剰金 60,352 円及び活動事業費の余剰金 291,614 円、⑤の事務運営費の余剰金 365,188 円及び活動事業費の余剰金 590,828 円は市に返還されている。

イ 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該補助金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

(指摘事項)

- ① 事務運営及び会計事務について、伝票の作成漏れや支出伺いに用途及び数量等が記載されていない等、改善すべき事例が認められた。補助金の運用や事務処理が適切に行われるよう指導されたい。
- ② 事務職員等の雇用にあたり、必要とされる簿冊に不備が認められた。所管課として適切に指導されたい。

【団体】

(意見)

- ① 経理書類について、用途及び数量等の記載がない事例が認められた。補助金の支出目的に沿うものかを確認するために必要と考えるので、記載いただきたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア 公の施設の管理委託内容及び事業実績

指定管理者：特定非営利活動法人 まなびの広場

指定管理施設：伊勢市生涯学習センター

指定期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 454,000,000 円(消費税込)

指定管理料：令和6年度分 93,346,060 円(消費税込)

収支計算書(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額

人件費	32,048,989	指定管理料	93,346,060
施設維持管理費	31,573,008	利用料	12,030,820
事業経費	19,948,857	講座受講料	1,278,000
光熱水費	15,174,160	使用料	180,200
修繕費	3,814,151	雑収入等	4,587
その他の経費	1,571,622		
支出計	104,130,787	収入計	106,839,667
収支差額			2,708,880

イ 所見

監査の対象とした指定管理者の当該施設の運営管理は、自主事業の実施も含め、目的どおりに行われており、会計事務についてもおおむね適切に行われていると認められた。また、所管課による指定管理者の指定、指導及び監督は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

（指摘事項）

- ① 指定管理者の嘱託職員の賃金規程について、最低賃金の改定に応じた見直しが行われていない。指定管理者の運営範囲内で、確認が難しい点はあるものの、最低賃金を下回る規程は認められないものである。適切な指導に努められたい。

（意見）

- ① 継続したサービス提供のため、指定管理者の財務状況資料の確認が必要と考える。コロナ禍後の回復を待つところであり、継続的な確認をお願いしたい。

【団体】

（指摘事項）

- ① 嘱託職員の賃金規程について、最低賃金の改定に応じた見直しが行われていない。実際には、改定後の金額で支払われているとのことであるが、最低賃金を下回る規程は認められないものである。労働基準監督署への届出等、適正な処理に努められたい。

8 む す び

今回の監査では、前年度と同様、経理書類の不備や目的に沿った支出か判別しがたい事例が認められた。所管課における周知、確認及び指導の徹底をお願いしたい。当

該補助金事業の適切な運用と各地域の自主的な取組みの更なる進展を望むものである。

指定管理者制度については、サービスそのものに問題は認められなかったが、必要な手続きの不備が認められた。適切な事務の遂行をお願いしたい。また、所管課においては適切な監督と指導に努め、市民サービスの維持をお願いしたい。